資本・利益の区分を巡る現状と展望

池田幸典

1. はじめに

会計学における主要課題とされる問題の一つに、資本・利益の区分がある。これまで当該問題領域においては、従来から様々な議論が繰り返されてきた。その間に、会社法や会計基準といった制度が変容してきた。そうした制度変更によって、検討の必要が消滅した問題もある。他方で、金融活動の多様化・高度化に伴う新たな課題も生まれてきた。もちろん、従来から存在する未解決問題もあれば、かつては問題になったものが議論の進展・収束により、現在では問題にならなくなってしまった、解決済みの問題もある。

このように、資本・利益の区分、とりわけ資本取引・損益取引の区分²を巡る現状は、かつてとは変質している。かような状況であれば、現状に即して問題群を整理し、問題の全体像を示す必要があるが、近年、資本取引・損益取引の区分に係る議論は、部分的な議論に終始する傾向にあり、

-1-

¹ 本稿では、取引を、資産・負債・持分の変動を引き起こす事象と定義しておく。 しかし、これまで、資本取引といった場合の「取引」は、本稿で用いている取 引の意味よりも狭く、当事者間での交換を意味することが多かったように思わ れる。

² 資本取引・損益取引の区分に限定して論を進める理由については、次節で述べることにする。

したがって、問題の全体像が見えにくくなっている³。また、制度変更で問題が消滅したり、議論を経て解決済みの状態になっていたりして、現状では問題にならない事項もあるが、それらと、現在未解決の問題として残されている事項の切り分けが、十分ではない。解決済みの問題を蒸し返して議論を行うのは時間の無駄であるし、消滅した問題をもう一度取り上げるのも無意味であろう。

そこで、本稿では、資本・利益の区分、とりわけ資本取引・損益取引の 区分を巡る議論の現状を明らかにしたうえで、現在解決すべき問題群を整 理することを目的とする。

2. 資本・利益の区分の2つの次元――問題領域の限定――

資本・利益の区分には2つの次元がある。一つは資本取引・損益取引の区分の次元であり、もう一つは拠出資本・留保利益の区分の次元である(田中[2006]2-3頁)。

資本取引・損益取引の区分は、一期間における財のフローの原因となった取引を、当期利益に関連するものと、当期利益の元となる持分の直接的増減に関連するものとに分けることである。これは一定の資本維持概念の下で当期利益計算を行うために必要不可欠である(浅羽 [1983] 106-107頁)。

他方,拠出資本・留保利益の区分は、分配規制との関連などでたびたび 問題にされてきたが、両者を区分しなくても当期利益計算は行えるため、 利益計算とは直接の関連を有しない。また、現在では、拠出資本・留保利 益の区分は、分配規制との直接的な関係を持っていない。そこで、投資家

-2- 2

³ 資本・利益の区分において解決すべき項目を列挙して、それぞれに潜む問題 点を取り上げた文献に石川・北村 [2008] がある。しかし、この文献では、各 論で拾い上げた論点をまとめる作業が、十分には行われていない。

資本・利益の区分を巡る現状と展望

にとっての有用性や、経営分析における役立ちなど、拠出資本および留保利益の情報としての価値に着目して拠出資本・留保利益の区分の意義を明らかにしようとする研究がみられる。いずれにせよ、当該区分は、利益計算や、それと密接に関連する資本取引・損益取引の区分とは直接関係のない、貸借対照表における表示区分であり(池田 [2012] 50頁)、一意的に決められない。

本稿では、利益計算との関連で持分概念や資本・利益の区分について検 討するため、これ以降は、資本取引・損益取引の区分について取り扱う。

3. 持分概念と資本取引・損益取引の区分

資本取引・損益取引は、いずれも持分の変動である。多くの場合、持分は資産から負債を控除した残余に対する請求権であるとされる。この請求権は、会社の所有者(株式会社であれば株主)に帰属する。持分の金額は資産と負債の金額によって決まるため、持分は負債とは区分しなければならない。しかし、ある項目が負債に該当するか持分に該当するかは、負債と持分の概念規定と当該概念の解釈・適用の仕方によって決まる。このことから、負債・持分の区分は、資本取引・損益取引の区分と密接に結びついていることが明らかになる。

さらに、ある項目を負債にすれば、そこから生じる償還差額や評価差額、あるいは利息・配当などは、損益取引から発生する費用となるが、同じ項目を持分とすれば、そこから生じる償還差額や評価差額や利息・配当などは、いずれも資本取引から生じる、持分に対する増減となる。この意味でも、負債・持分の区分は、資本取引・損益取引の区分と密接に結びついている。

そこで、資本取引・損益取引と関連を有する課題として、負債・持分の 区分問題を解決する必要がある。

3

4. これまでの議論についての整理

では、これまで、この領域では、どのような議論が行われてきたのであろうか。本節では総論として、資本取引・損益取引の定義と、それに関連する形で負債・持分の定義に関する議論の現状を示し、次節では、各論として、どのような項目が資本取引・損益取引の区分問題を直接・間接に引き起こし、各項目についてどのような議論を行っているのかについて、現状を示す。

(1) 負債と持分、および資本取引と損益取引に関するこれまでの議論

①負債と持分の定義

これまで、負債と持分の定義⁴には、論者によって様々なものが提案されてきた⁵。負債は、記帳・帳簿締切の結果貸借対照表に生じる貸方項目のうち資産の減少ではないもの(American Institute of Accountants Committee of Terminology [1953] par. 27)と定義される場合もあるが、この場合は貸借対照表の貸方全体を、持分とは区分せずに負債とすることになる。負債を持分とは区分して定義する場合、法的債務と定義される場合(Schär [1914] S. 13;AAA [1948] p. 342)や、経済的便益の犠牲を伴う義務と定義される場合(Kerr [1984] p. 75;FASB [1985] par. 35;ASBJ [2006] 第 5 項;IASB [2010] par. 4.4(b))もある。また、持分に合致しない請求権と消極的に定義される場合(FASB [2007] par. 27;PAAinE [2008] pars. 4.19-4.20)もある。あるいは、支払義務と繰延収益などといった定義(APB [1970] par. 132)とか、経済的義務および収益

⁴ ここでは、負債と持分を区分するものとして議論を進める。

⁵ この箇所は、池田 [2010c] 16-17頁に加筆修正を施したものである。

費用対応の必要性から計上される項目(ある種の繰延収益ないし引当金) (FASB [1976] par. 149, L-3)と定義されることもある。

他方,持分の定義には、株主(出資者)の残余請求権(Kerr [1989] p. 71),普通株主の請求権(Ohlson and Penman [2005] pp. 26-27)、最劣後請求権者の請求権(Staubus [1961] p. 22; FASB [2007] pars. 18-19)、損失を負担する請求権(PAAinE [2008] par. 7.6)といったものがあり、あるいは株主と同等のリスクを負う項目(FASB [2000] par. 168)を持分とするものもある。しかし、単に資産から負債を引いた残余(FASB [1985] par. 49)、ないし資産から負債を引いた残余に対する請求権(IASB [2010] par. 4.4(c))を持分と定義する文献もある。

負債と持分の定義の組み合わせ方は、負債確定アプローチ、持分確定ア プローチ、負債確定アプローチと持分確定アプローチの両者を併用するア プローチ, および中間項目アプローチの4つに大別できる(池田[2010a] 63-64頁)。負債確定アプローチは、負債を義務等と定義して持分を残余 とするものであり、国際会計基準審議会(IASB)や米国財務会計基準 審議会(FASB)の概念フレームワーク(FASB [1985]; IASB [2010]) において採用されている。持分確定アプローチは、持分を株主請求権な どと定義して負債をそれ以外の残余とするものであり、FASB 予備的見 解(FASB [2007])や欧州事前会計活動グループ(PAAinE)討議資料 (PAAinE [2008]) などでみられる。中間項目アプローチは、負債も持分 も定義しつつ、そのいずれに定義にも合致しないものや、どちらの定義に も合致するものを、中間項目として収容するものである。当該アプロー チを主張する見解も少なからずある (Melcher [1973] pp. 123-127; AAA [2001] pp. 389-391; Isert [2009] pp. 218-219)。しかし現実には、負債確 定アプローチと持分確定アプローチの両者を併用するアプローチも考えら れ、ある項目には負債確定アプローチを採りつつ、特定の項目には持分確 定アプローチを採ることもありうる。むしろ、IASB/FASBの「持分の性

質を有する金融商品プロジェクト」では、負債確定アプローチと持分確定 アプローチの両者を併用するアプローチがとられることで、負債確定アプローチと持分確定アプローチという2つの考え方の「混在」を前提に、議 論を進めてきた経緯がある(池田 [2013] 121-122頁)。

②資本取引と損益取引の定義6

嶌村 [1985b] によれば、会計学文献における、資本取引・損益取引の区分、拠出資本・留保利益の区分、あるいは資本剰余金・利益剰余金の区分の方法には、①取引源泉で区分するもの、②「資本の評価過程であるかどうか」によって区分するもの、③資本の利用活動か調達活動かによって区分するもの、④維持拘束性と処分性を重視するもの、⑤資本の帰属先で区分するもの、および⑥企業体の性格を重視した上で企業体とか利害関係者といった源泉で区分するもの、といったように、様々なものがある(嶌村 [1985b] 31-34頁)7。

①は、取引の源泉(つまり発生原因)ごとに資本取引と損益取引を区分する。新井[1965][2000]は、「株主の出資によるもの」を「払込資本」、「資産の評価替えによるもの」を「評価替資本」、「贈与によるもの」を「受贈資本」、および「営業活動によるもの」を「稼得資本」とする(新井[1965]47-49頁:新井[2000]139頁)。これについて黒澤[1982]は、前三者の資本を生じさせる取引をすべて資本取引とする(黒澤[1982]54-55頁)が、新井[2000]は資本取引を株主の出資によるものに限定する立場をとる(新井[2000]42頁)。

②の考え方を採るものとして、山下 [1964] がある。ここでは、資本取引は「資本金の評価過程を伴って実現する資本金の増減取引」(山下

-6-

⁶ この箇所は、池田 [2012] 40-42 頁に加筆修正を施したものである。

⁷ 以下の記述は、 嶌村 [1985b] 31-34 頁における整理を、参考にしている。

[1964] 115頁)である。ここで、「資本取引として規定される資本金の評価は、[…] 二つの異なる方法を通じてみられる。一は自己株式の発行ないし回収という形式を通じ、したがって、そこでは株式の市場評価過程を媒介として。他は固定資産再評価の形式を通じて、したがって、そこで資本金評価の手段としての固定資産再評価を具体的に行うことによって」(山下 [1964] 114-115頁)行われる。その結果、かかる評価過程を伴わない取引は損益取引ということになる。

③の見解を採るものには、阪本 [1984] がある。阪本 [1984] は次のようにいう。「剰余金はその発生源泉によって、資本としての投資行為から生まれたものと、投下資本の利用活動から生まれたものとに、区別される」(阪本 [1984] 157頁)。「企業の自己資本の調達・返還等に関連する財務活動が、すなわち資本取引であり、資本剰余金を生む源泉である」(阪本 [1984] 160頁)とする。他方、「投下資本の利用活動」たる「営業活動および営業外活動」(阪本 [1984] 157頁)から生じる取引は、損益取引となる。

④の見解は、維持すべき資本と処分可能な資本の区分を重視する。この見解では、「資本取引の結果の剰余たる資本剰余金」を「維持されるべき資本」とし、「損益取引によって資本部分を維持回収すれば、その剰余部分は処分の対象となりうる」ために、「利益剰余金は処分の対象とされ、資本剰余金は処分してはならぬ」とする(稲垣[1976]14頁)。「企業会計原則は企業の[…]社会的給付機能を継続するための活動基金としての維持拘束性を重視する」ために、「企業の社会的給付機能を継続するための基金の直接的増減取引」が資本取引であり、必ずしも「株主の出資または減資取引に限定されず、給付機能継続の基金とすべき意図に基づく資金提供」も「維持拘束されるべき資本取引」となる(嶌村[1974]21頁)。他方、会社法(商法)では、「企業とくに株式会社の有限責任制に視点をおき、債権者に対する株主の責任限度額としての維持拘束性を重視する」ため、「商法における資本取引は、「…」株主の出資や減資取引等に限定され

る | (嶌村「1974] 21頁)。

⑤の見解では、誰に帰属するかによって資本と利益を区分する。たとえば、江村 [1959] [1969] によれば、「株式資本金は、株主による出資をつうじて株主に帰属」する(江村 [1969] 11頁)し、「配当可能な金額としての『利益』」(江村 [1959] 41頁)、すなわち「未処分利益剰余金は、株主に対して分配することができる」ので、「株主に帰属する」(江村 [1969] 11頁)。これに対し、「処分済利益剰余金、および一切の資本剰余金」は、「株主に配当できない」ので、「企業それ自体に帰属する」とする(江村 [1959] 40頁)。

最後に、⑥の見解は、企業体理論を前提とする。企業体理論とは、企業体を「すべての利害者集団の利害の競合する場所」(高松 [1969] 26頁) とみなす。したがって、株主・債権者・取引先・従業員・国家・企業体などの様々な「利害者集団からの企業体への投資」(高松 [1969] 114頁) を資本取引と考える。よって、株主からの出資だけでなく、国庫や利用者などからの「資本援助(出資)」や、資産再評価に伴う「いわゆる資本修正」も、資本取引とみなす(高松 [1969] 130-132頁)。他方、損益取引とは、「収益を増加しまたは収益に課せられる(すなわち収益から控除される)取引」(高松 [1969] 112頁)をいう。ただし、給料や減価償却費だけでなく、株主配当や税金などの、「企業体の利害者集団にたいする『価値配分』」の「すべてをふくんだもの」を費用とする(高松 [1969] 204頁)。そして、その費用が、「企業体が生産し実現した給付価値、すなわち収益に対比されて、その結果、差額として利潤が計算される」(高松 [1969] 204頁)。

(2) 現行制度における資本取引と損益取引8

では日本の制度上、資本取引と損益取引はどう定義されるか。これま

-8-8

⁸ この箇所は、池田 [2012] 42-47 頁に加筆修正を施したものである。

で、資本取引の範囲は制度上、旧商法(現会社法)や税法との調整から、株主取引に限定する方向が採られてきたとされる。従来は、「商法会計 […]において […]採用されている」、「払込資本 […]のみが『資本』」(新井 [2000] 140-141頁)であるとする考え方が、会計制度上採用されてきた。そして、会計基準上も、これまで利益処分として処理していた役員賞与が費用と改められるなど、資本取引を株主取引に限定する方向性を強めてきたとされる(梅原 [2005] 39-40頁)。

しかし、現在の日本の会計制度上、純資産と株主資本の両者が登場し、また利益概念として包括利益と純利益の両者が登場している以上、純資産の変動としての資本取引を株主取引と説明することはできない。また、損益取引は、純資産の変動を引き起こす取引のうち資本取引以外のものを指すわけではない。

企業会計基準委員会 (ASBJ) によれば、包括利益とは、「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の純資産に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の少数株主も含まれる」(企業会計基準第25号、第4項)。他方、純利益とは、「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプション[将来、報告主体の所有者である株主または子会社の少数株主になり得るオプションを指す。引用者注]の所有者との直接的な取引による部分を除く。)のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる」(ASBI [2006] 第3章、第9項)。このよう

9

⁹ 概念フレームワーク自体は会計基準ではないが、概念フレームワークは現在

に、純利益も包括利益も、定義上は純資産の変動を基礎にしている。包括利益の場合には、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引を資本取引とみなし、「所有者」の範囲を現在の株主よりも広く捉えている(企業会計基準第25号、第23-25項)。それ以外の純資産の変動をもたらす取引は、包括利益を増減させるという意味で損益取引である。

他方,純利益の場合,「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主,子会社の少数株主,及び前項にいうオプション[将来,報告主体の所有者である株主または子会社の少数株主になり得るオプションを指す。引用者注]の所有者との直接的な取引による部分を除く。)のうち」、「リスクから解放されない投資の成果」(ASBJ [2006] 第3章,第9項)は、純利益に含まれず、「その他の包括利益」(企業会計基準第25号,第5項)に含まれる。

純利益は純資産の変動を基礎にして定義されているので、純利益の算定を行うために、純資産の変動を引き起こす取引を、資本取引と損益取引に区分するとすれば、「報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来において報告主体の所有者である株主または子会社の少数株主になり得るオプションの所有者との直接的な取引」、および「投資のリスクから解放されていない部分の発生」をひとまとめにして資本取引と呼ぶことになるが、これらに共通する特徴は「損益取引ではない」という点しか見出せない。なぜなら、純資産の変動のうち、「報告主体の所有者である株主との直接的な取引」「将来において報告主体の所有者である株主または子会社の少数株主になり得るオプ

の会計基準の考え方を体系化したものである(ASBJ [2006] v-vi 頁)。また、概念フレームワークの包括利益・純利益・純資産・株主資本の定義は、現行の会計基準にも反映されている。よってここでは概念フレームワークを参照している。

-10-

ションの所有者との直接的な取引」(ASBJ [2006] 第3章, 第8-9項参照)は、「現在の株主(連結財務諸表の場合は親会社株主)」から、「現在の株主、子会社の少数株主、および将来において株主・少数株主になりうる者」へと、「所有者」の範囲を拡張することによって、拡張された所有者との取引としてひとくくりにできるが、「投資のリスクから解放されていない部分」(ASBJ [2006] 第3章, 第20項)の発生については、「認識のタイミングに起因する」(辻山 [2007] 136頁)ものであり、「所有者」の範囲を拡張しただけでは説明がつかないからである。その意味で、資本取引をその性質から積極的に定義することは難しく、損益取引に該当しない純資産の変動取引であると説明せざるをえないであろう。

したがって、純利益を前提にした場合、損益取引は純利益を増減させる 純資産の増減取引ということになり、それ以外の純資産の増減取引が資本 取引ということになる。

では、株主資本の変動としての株主取引と損益取引はどう定義されるか。純利益は純資産の変動に関連付けて定義されているが、本来、純利益に対応するのは株主資本である。株主資本の変動要因は、損益取引(純利益が発生する取引)によるものと、株主取引(株主との直接的な取引)¹⁰によるものに分けられる。

しかし、株主資本は「純資産の内訳」項目でしかない(ASBJ [2006] 第3章, 第18項,企業会計基準第5号,第25項)。したがって、株主資本の変動取引としての株主取引も、純資産の変動として定義するしかない。前述の通り、純資産の変動は損益取引と資本取引に分かれるが、損益取引は純資産の増減取引のうち、純利益を生じさせる取引を指す。上記の損益取

-11-

¹⁰ とはいえ、株主取引といっても、株主との取引全てが株主取引となるわけではない。現行制度上は、株主が株主として振舞った場合の取引、すなわち「株主の自益権に基づく、株主と会社との(間の)資産・負債の移動」(池田 [2008a] 111頁、括弧内は池田が補足)が株主取引になる。

引の定義を所与とすると、資本取引は損益取引ではない純資産の変動取引である。ゆえに、純資産の変動を引き起こす取引であり、かつ純資産の内 訳項目たる株主資本の増減取引である株主取引も、資本取引の内訳項目と して、「資本取引のうち、株主との直接的な取引によるもの」と定義する しかない。

では、これらはどのような考え方に基づいているか。

純利益を前提とすると、損益取引とは「純資産の変動のうち純利益を生 む取引しであり、資本取引とは「純資産の変動のうち捐益取引以外のも の | である。損益取引とは「リスクから解放された投資の成果 | (ASBI [2006] 第3章、第9項) たる純利益の原因となる取引のことであり、投 資がリスクから解放されることに起因して発生するものであることから. 損益取引は発生原因によって区分がなされている。純資産はさまざまな原 因で変動するが、純資産の変動は、誰かとの取引を原因として発生した もの(新株予約権、少数株主持分、株主資本のうち資本取引によるもの) と、親会社・子会社の損益発生(投資のリスクからの解放)を原因とする もの(株主資本のうち損益取引によるもの、少数株主持分)、その他の包 括利益のように評価・換算の結果生じたものとに分けられる。これらはい ずれも、何らかの原因により生じたものであるという点で共通している。 したがって、純資産の変動の発生原因によって、損益取引と資本取引が区 分されている。さらに、資本取引のうち、株主との直接的な取引を原因と するものが、株主取引として区分される。ここでは、資本取引、損益取 引、および株主取引は、発生原因により区分されていることから、第2節 でみた考え方のうち、発生源泉別の区分の考え方が採用されている。

他方,包括利益の場合は、報告主体の所有者である株主、子会社の少数 株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引を 資本取引とみなす。これらの者と会社とのやりとりを源泉とした純資産の 変動取引が資本取引であり、それ以外の純資産の変動をもたらす取引は、

-12- 12

資本・利益の区分を巡る現状と展望

包括利益を増減させるという意味で損益取引である。したがって、ここで も発生源泉別の区分の考え方が採用されている。

海外の会計基準設定主体では、資本取引は所有者(持分参加者、株式会社では株主)との取引であると考えられており、発生源泉別の区分を採用している。たとえば、FASB は包括利益を「所有者との直接的な取引による変動を除いた持分の変動」(FASB [1985] par. 70)と定義しているし、IASB は利益を、「持分参加者からの拠出を除いた持分の増加を引き起こす資産の流入・増加または負債の減少の形をとる、一期間における経済的便益の増加」(IASB [2010] par. 4.25(a))たる収益から「持分参加者への分配を除いた持分の減少を引き起こす資産の流出・減少または負債の賦課の形をとる、一期間における経済的便益の減少」(IASB [2010] par. 4.25(b))たる費用を引いたものと定義している(IASB [2010] par. 4.24)。したがって、資本取引(すなわち所有者)との取引以外の持分の変動をもたらす取引が、利益をもたらす取引、すなわち損益取引となる。

5. 資本取引・損益取引の区分を巡る問題領域

(1) アプローチの整理——2つのアプローチ——

資本取引・損益取引の区分のアプローチには2通りある。一つは資本取引を定義し、損益取引を資本取引以外のものとするアプローチであり、もう一つは損益取引を定義し、資本取引を損益取引以外のものとするアプローチである。

これまで、日本では、損益計算を重視する考え方のもとで、損益取引を 損益を生む取引と解し、資本取引を損益取引以外の持分の変動とするア プローチが、制度上も採られてきた(万代 [2007] 18-19頁:池田 [2012] 42-45頁)。

しかし、損益を生む取引を損益取引とすると、損益を定義しなければな

13

らない。損益とその構成要素としての収益・費用を積極的に定義できるならば、利益計算のために収益・費用のみを定義すればよく、それ以外の項目は特に必要ない。こうした考え方は収益費用アプローチと呼ばれているが、これは収益を成果とみなし、費用を成果を生むための努力とみなすものである。しかし、何が成果で何が努力かを厳密に示すことは難しい。したがって、定義を行うという側面からは、収益費用アプローチには難点があるとされる(藤井秀樹 [1997] 128-129頁)。

したがって、持分変動を引き起こす要因を資本取引と損益取引に区分する方法としては、資本取引を定義し、それに該当しない持分変動を損益取引とするアプローチの方が、理には適っている。海外の概念フレームワークでは、所有者との取引以外の持分の変動を、包括利益あるいは(収益から費用を引いた金額としての)損益としており(FASB [1985] par. 70;IASB [2010] par. 4.24)、資本取引を定義してそれ以外の持分の変動を損益取引とするアプローチがとられている。

(2) 問題となる項目群と現在問題にならない項目群

ここでは,現在未解決問題として残っている項目群と,現在では問題に ならない項目群とに分けて論点を整理していく。

資本取引・損益取引の区分が問題になる項目群の中には、負債・持分の区分から派生したものもある。たとえば、ある項目を負債とすれば、そこから生じる償還差額は損益取引から生じた費用となるが、同じ項目を持分とすれば、そこから生じる償還差額は費用にならず、資本取引から生じた持分の払い戻しになる。こうした項目から生じる資本取引・損益取引の区分は、負債・持分の区分から生じる派生的(あるいは副次的)なものであるといえるかもしれない。

しかし、本稿では、こうした項目についても資本取引・損益取引の区分が生じることから、負債・持分の区分が生じる項目から派生的に生じる資

-14- 14

本取引・損益取引の区分についても、取り上げることにする。

ただし、少数株主持分や少数株主損益を計上する連結手続は、借方と貸方に記入する形式をとっているが、仕訳帳ないし仕訳伝票への記入を意味する仕訳ではなく、こうした連結手続は簿記・会計上、取引とは呼ばれないのが通常である。したがって、これらの計上は、資本取引・損益取引の区分とは直接関係がないため、本稿では取り扱わない。しかし、負債・持分の区分においては、少数株主持分が問題になり、それとの関連で、少数株主損益の扱いも問われることになる¹¹。

①現在問題にならない項目群

(a) 自己株式

自己株式とは、発行済みであるがいったん発行者が買い戻し、自社で保 有している株式である。自己株式の会計上の性質に関する学説には、大別 すると、資産説と持分控除説(資本取引説)がある。

資産説には大別すると3通りの論拠がある。一つ目は、自己株式を再交付することによって資金が得られるといった効果に着目し、自己株式を有価証券と同等のものとみなす見解である(Montogomery [1912] pp. 138-139)。二つ目は、重要性の原則に照らして資産とするものである。2001年改正前の旧商法のように自己株式の取得が原則禁止されていて、例外的に取得が容認される(第210条,第210条ノ二,第210条ノ三,第212条ノ二)状況であれば、自己株式はすぐに処分・消却されることが想定されている。したがって、他者の株式と区別するほどの合理的理由に乏しく、資本の部(当時の呼称。現在は純資産の部)から控除するほど重要性があるとはいえないことから、処分・消却までの間、暫定的に資産とし

-15 —

¹¹ 少数株主持分の扱いに関する諸説については、Baxter and Spinney [1975] pp. 32-36、FASB [1991] pars. 68-73、および高須 [1996] 64-80 頁を参照。

ておくべしとする見解がある (矢沢 [1981] 363-366頁:2001年改正前商法計算書類規則第12条第1項)。三つ目は、法的な手続との関係で資産説を主張するものである。自己株式の消却には法的手続が必要であるが、自己株式の状態で存続しているということは自己株式の消却手続が済んでいないことを意味する。かかる手続が完了していない段階では株主資本を減らすことができないため、自己株式の消却手続が完了するまで資産としておくという見解も見られた(Montogomery [1912] pp. 138-139)。

これに対し、持分控除説(資本取引説)は、自己株式の取得は実質的な持分の払い戻し、すなわち資本取引とみなし、何らかの形で持分の控除として処理することを求めるものである¹²。Paton は、自己株式を未発行授権株式と同等のものとみなす。そして、株式の発行が資本取引であるのに、その反対である自己株式の取得が資本取引ではないのは合理的ではないと論じる(Paton [1919] pp. 327-335)。米国会計学会(AAA)の1948年原則も、これと同様の論拠により、自己株式の取得を資本取引とみなし、「会社が自社株式に支出した額は、当該株式が再発行可能か否かにかかわらず、取得した株式によって示される比例的金額の分だけ払込資本の減額として処理すべきである」(AAA [1948] p. 343)としている。会計学上は、資産説よりも持分控除説(資本取引説)のほうが優勢であり、持分控除説(資本取引説)が通説となっている(伊藤 [1996] 204頁;池田 [2000] 55-56頁;増子 [2008] 134-137頁)。

制度上,かつて日本では,自己株式は旧商法の下で資産とされてきた。 しかし,現在では制度上,株主資本からの控除とされている(会社計算規 則第76条第2項第五号;企業会計基準第1号,第7-8項)。また,海外で も,制度上自己株式は,持分の控除として扱うことが多い。

-16-

¹² 持分控除説 (資本取引説) にはさまざまなバリエーションがある。伊藤 [1996] 205-272 頁および椛田 [2001] 38-51 頁を参照。

このように、制度は学問上の通説に収束しており、自己株式の会計処理 については、これ以上の議論をする意義に乏しい。

(b) 利益留保性引当金(特定引当金)

現在の日本の会計制度では、原則的に、利益留保性の引当金を負債に計 上することは認められていない。しかし、1981年の商法改正以前の旧商 法第287条ノ2の「拡大解釈」(松本 [1997] 29頁) に基づいて、利益留保 性の引当金が多数計上されていた13。こうした引当金を特定引当金と呼び、 旧企業会計原則注解注14により、負債の部に計上することを認められて きた。これにより、将来の支出計画の一部を、それらの開始よりも前に引 当金として計上し、それに見合う費用を現時点で計上することができた。 これらは収益に見合わない費用を計上していることから、費用収益対応の 原則から逸脱しており、またそれらは支払義務を負っているとはいえな い。これらのことより、特定引当金を計上する実務は、「費用・収益アプ ローチの面からはもとより、資産・負債アプローチの見地からも明らかに 不合理であり、理論上は批判的見解が一般的であった | (嶌村 [1989] 240 頁)。「当時の商法および会計学の通説」は、1962年の商法改正による旧 商法第287条ノ2の引当金を「債務性のない負債性引当金に限定する『狭 義説』| であり、これに対して、「引当金の自由な設定を許す『広義説』| は、実務では支配的であったものの、「会計学者を中心として「…」批判の 対象とされた|(松本 [1997] 29-31 頁)。

1981年の商法改正により、利益留保性の引当金を計上することはできなくなり、これまで特定引当金を容認してきた旧企業会計原則注解注14 も廃止された。

-17

¹³ 旧商法第287条 / 2 の特定引当金を巡る経緯については、松本 [1997] 27-33 頁を参照。

とはいえ、特別法上の引当金または準備金の中には、現企業会計原則注解注18の引当金の要件を満たさない利益留保性引当金を、特別法の規定によって負債の部に計上しなければならないものがある¹⁴。これに対し、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い』では、こうした引当金の計上による費用を、「本来は会計上の損益としては認められず特殊な状況下で止むを得ないものとしてその計上が容認されているもの」(監査・保証実務委員会報告第42号、2(2))としている。

引当金を負債として計上するならば、その見合いとして費用を計上する。他方、積立金を持分項目として計上するならば、その見合いに何らかの持分項目が減少する。したがって、ある項目を引当金として負債に計上するならば損益取引が発生するが、当該項目を積立金として持分に計上するならば損益取引は発生しない。この問題は、第一義的には、引当金や積立金をめぐる負債・持分の区分であるといえるが、そこから、損益取引と持分間の振替取引15との区分が派生する。

しかし、上述のように、かつての特定引当金や、現在の特別法上の引当金・準備金といった、利益留保性引当金の会計問題については、理論的にはこうした引当金は負債項目ではなく、積立金として持分項目として計上

-18- 18

¹⁴ 現在でも残る利益留保性の特別法上の引当金の例として、渇水準備引当金がある。これは、電気事業法第36条に基づき、電気事業会計規則別表第一にしたがって負債に計上しなければならない。これは利益の平準化を図るための引当金であり、積み立てることによって利益の留保がなされることから、利益留保性引当金であり、企業会計原則注解注18の引当金には該当しないし、資産や用役を引渡す義務としての負債の定義にも合致しない。

¹⁵ こうした持分間の振替は、株主と会社の間で資産等を交換したわけではない ため資本取引と呼ぶことはできないが、持分の増減をもたらすことから、資 産・負債・持分の増減をもたらす事象としての取引には該当する。

するべきものとして理解されており、既に議論は収束している。したがって、それらを計上しても持分間の振替が生じるだけである。また、制度的には、負債性引当金以外の引当金を負債の部に計上することは原則できなくなっており¹⁶、たとえ特別法上の引当金・準備金の中に負債性を持たない引当金が負債の部に計上されていたとしても、法律上やむを得ず負債の部に計上しているにすぎない。したがって、現時点であえてこれらの利益留保性引当金の負債性を問う必要性は認められない。

(c) 国庫補助金·工事負担金

国庫補助金や工事負担金を受け入れて,設備や建物などの有形固定資産を建設・購入した場合,受け入れた国庫補助金や工事負担金の性質については、大別すれば利益説と資本説がある。

利益説によれば、国庫補助金や工事負担金の受け入れは株主からの拠出ではなく、株主からの拠出や株主への払い戻しのみを資本取引に限定すれば、これらの国庫補助金や工事負担金の受け入れは当然に資本取引ではない。ただし、国庫補助金や工事負担金を受け入れた期間のみの利益とする見解もあるものの、前受収益とするものや繰延収益とするものもある(井上[2007]496頁)。税務上は、こうした資金の受け入れを利益ととらえるが、受け入れた金額を有形固定資産の取得原価から差し引く圧縮記帳という方法を認めている(井上[2007]496頁)。

他方,資本説では、国庫補助金であれば国家からの、工事負担金であれば需要者からの資本助成であると考え、これを資本とみなす(井上 [2007] 496頁)。

現在,制度上,純利益を前提とした場合,資本取引は,前述のように,

-19

¹⁶ 引当金の中には、貸倒引当金のような評価性引当金もあるが、これは資産の評価勘定として処理されるため、やはり負債の部には計上されない。

損益取引以外の純資産の変動をもたらす取引、具体的には「報告主体の所 有者である株主、子会社の少数株主、及び将来において報告主体の所有者 である株主または子会社の少数株主になり得るオプションの所有者との直 接的な取引」および「投資のリスクから解放されていない部分の発生」と 説明される。これに照らせば、国庫補助金や工事負担金の受け入れは資 本取引にはならず、議論は利益説に収束している。また、「資本助成」と いった場合の「資本」は会計上の貸方項目としての資本ではなく、借方項 目としての資産であるため、会計学上資本説をとるのは無理がある。受け 入れた国庫補助金や工事負担金によって取得した固定資産が会社で維持さ れるからといって、政府による国庫補助金の交付や、需要者による工事負 担金の提供が「維持すべき資本の醵出」(丹波[1957a]203頁)とか「企 業資本の補填のための醵出額 | (企業会計審議会 [1952] 各論第2の7) に 当たるというのは、借方の固定資産と貸方の「企業資本」を結び付けた複 会計制度を前提とした議論であり、現状の企業会計にそぐわないことは明 らかである。これらの要因から、学問上も制度上も、国庫補助金や工事負 担金の性格を巡る議論は、利益説に収束している(新井 [2000] 161-163 頁)。したがって、これらについては、蒸し返して議論を行う意義を見出 せない¹⁷。

国際会計基準第20号(IAS20)では、資産に対する補助金は将来の関連費用を認識する期間にわたって、規則的に純損益に認識しなければならない(IAS20、par. 12)。しかし表示方法については、繰延収益とするか、資産からの控除とするかのいずれかによる(IAS20、par. 24)。また、収益に対する補助金は、将来の関連費用を伴わないものは、受け取った期間の収益として処理する(IAS20、par. 20)。したがって、IAS20でも、これら

-20-

¹⁷ 同様の理由で、寄付金や債務免除益などについても、改めて議論をする意義はないであろう。

の取引を資本取引とみなしてはおらず、損益取引ととらえている(IAS20, pars. 12-22)。しかし、本基準では、資産に対する補助金について、将来の費用と対応させる形で収益に計上させようとしており、当期の収益とならなかった補助金について、繰延収益または資産の控除として来期以降に繰り延べるが、繰り延べた貸方項目が負債の定義を満たさないことから、その方法は概念フレームワークに反している(IASB [2007] par. A1)。そこで、会計基準改善の必要性がIASB 自身により指摘されているが、現実には改善が進んでいない(浅倉 [2008] 170頁)。

(d) 保険差益

保険差益についても、かつては問題になったが、現在は問題にならない。保険差益とは、有形固定資産が天災等で減失した場合に、有形固定資産の帳簿価額よりも受け取った保険金の額が大きい場合に得られる差益のことを指す。

保険差益の会計的性格には、資本維持修正説と収益説がある。前者は有 形固定資産等が減失した場合にそれを買い替えるのに必要な金額が保険に よって給付されたとみなし、実質資本維持または実体資本維持の考え方に 従って、保険差益を、減失した有形固定資産等を維持するための資本維持 修正とみなす¹⁸。かつての1954年改正企業会計原則では、保険差益を資本 剰余金として扱い(貸借対照表原則 4 (3) B)、1954年改正企業会計原則注 解の注6で「貨幣価値の変動に基き生じた保険差益」を資本剰余金と扱う としていた¹⁹。また、1951年の『商法と企業会計原則との調整に関する意

-21

¹⁸ 名目資本維持,実質資本維持,実体資本維持の考え方については,森田 [1979] 15-44頁で整理されている。用語も森田 [1979] に拠っている。

¹⁹ 当時の企業会計原則注解注 6 「剰余金とその区分について」は、文言や表題の変更を経て、現在は注19「剰余金について」として存続している(嶌村「1985a] 250-252頁)。

見書』では、「再建設資金に充当した保険差益」を資本準備金として処理することを提言しているし(企業会計審議会 [1951] 第12の5(5))、1952年の『税法と企業会計原則との調整に関する意見書』では、さらに踏み込んで、保険差益を「元の固定資産の再建設のために再投資されるかぎり、単に損失を補充したにとどまり、何人も利得するものではない。この種の保険差益は、固定資産に投下されている資本価値の修正を意味するにすぎず、会計理論上資本剰余金であることについては疑問の余地はない」(企業会計審議会 [1952] 各論第2の8)と述べている。すなわち、有形固定資産等の再購入を前提とし、受け取った保険金を減失した有形固定資産等の買い替えや建設に充当しているのであれば、保険差益は、当該有形「固定資産に投下されている資本価値の修正」となり、資本剰余金となる。これらの議論は、固定資産というモノの維持を図る実体資本維持の考え方に従っているとみられる(新井 [2000] 159頁)。

これに対して、実質資本維持の立場から、「保険差益を発生の原因にしたがって分類し、そのうち一般物価水準の変動にもとづくものだけを資本剰余金と考える」(飯野 [1956] 109頁) ものもあり、そこでは、一般物価水準変動に基づく保険差益は、「滅失資産に投下された資本の修正額」(飯野「1956] 107頁) として資本剰余金にすべきと論じている。

他方、収益説では、名目資本維持を前提にする。すなわち、有形固定資産の帳簿価額を上回る保険金が得られたのであるから、維持すべき資本の額は有形固定資産の帳簿価額であり、それを上回る保険金の金額である保険差益は、収益となる。

現在の会計基準や会計理論の通説は、名目資本維持を前提にしており、 名目資本維持を前提にすれば、保険差益は収益とするしかなく、資本維持 修正説が入り込む余地はない。したがって、保険差益の性質を論じても実 益は乏しい。

また、資産・負債の全てに同じ資本維持概念を適用するならばともか

-22- 22

く,多くの項目で名目資本維持を前提にしておきながら、保険差益や後述する再評価積立金などの、一部の項目だけに実質資本維持や実体資本維持を適用するのでは、論理に首尾一貫性がなく、理論的根拠がないと批判されてもやむを得ないであろう(新井 [1965] 233頁)。かといって、実際問題として、資産・負債の項目すべてに実質資本維持や実体資本維持を適用するのは現実的ではない。したがって、保険差益を資本剰余金とみる説は、かつては企業会計原則でも支持され、多くの論者の支持を得ていた(内川 [1984] 8頁)が、現在では支持するのは困難である。

ただし、日本では税務上、保険差益の金額について圧縮記帳を認めており、課税の繰延が図られている。圧縮記帳は政策上やむを得ず容認されているものであるのか、それとも理論的根拠をもって支持されるものであるのかについては、検討を要するかもしれない。

(e) 株主間の富の移転

ひとくちに株主といっても、様々な株主がある。普通株式のみならず、優先株式や劣後株式などの様々な種類の株式のホルダーがいる。また、同じ種類の株式を保有する株主でも、新株主と既存株主、あるいは退出株主と残存株主といった区別がある。こうした様々な種類の株主の利害は、しばしば対立し、一方の富が増加すれば他方の富が減少するという関係が生じることがある。

たとえば、ストック・オプションの行使や第三者割当、あるいは転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)の転換や、行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)の行使などによって、市場価格よりも安価に株式を手に入れた株主は、これまで株主であった既存株主の富を毀損することによって利益を得ることができる。かかる利益の分だけ、既存株主から新たに株主になった者に富が移転しているといえる。これをしばしば「希薄化」という。

あるいは、市場価格よりも高く自社株式を買い戻した場合、退出する株主に対して利益を与えて残存する株主に損失を負わせることになるため、 退出株主と残存株主との間で富の移転が生じているといえる。

そこで、こうした富の移転を、会計上損益として計上すべきであるという論稿もある。株主間の富の移転の会計処理を巡る考え方には、大別すると 2 つある(FASB [1990] pars. 116-141; Ohlson and Penman [2005] pp. 26-29; PAAinE [2008] pars. 1.40-1.41)。一つは「株主全体の立場」(FASB [1990] par. 137)であり、もう一つは「所有者の立場」(FASB [1990] par. 131)である。株主全体の立場とは、利益計算を株主全体の観点から行うものである。この場合、一方の株主が利得を得れば他方の株主が損失を負うとしても、株主全体でみれば差し引きすると損益はゼロになるので、株主間の富の移転による損益は認識しない。

他方,所有者の立場とは,利益計算を「所有者(株式交付前からいる既存株主,または自社株式再取得後も依然存在している残存株主)」(FASB [1990] par. 131,括弧内は引用者が補足)の立場から行うものである。したがって,株式数の増加による株主間の富の移転において,既存株主に生じた損失は,損益計算書に計上され,同様に,株式数の減少による株主間の富の移転においても,残存株主に生じた損失は,損益計算書に計上される(池田 [2011b] 82-83頁)。

会計制度上は、「株主全体の立場」が採用されているが、最近では、既存株主や残存株主といった「所有者」の立場に依拠して、株式交付時の既存株主と新株主の間の富の移転や、自社株買いにおける残存株主と退出株主との間の富の移転によって、既存株主または残存株主に生じる損失を、損益計算書に計上すべきである(Kirschenheiter et al. [2004] pp. 154-155;池村 [2004] 9-12頁; Ohlson and Penman [2005] pp. 26-29)とする見解が、海外で増えつつある(山田 [2009] 71頁)。

とはいえ、こうした株主間の富の移転を、「所有者の立場」にもとづい

-24- 24

て損益計上することは、論理的には不可能である(池田 [2011b] 84-85 頁)。したがって、株主間の富の移転がもたらす会計問題は、「株主全体の立場」のみが成立しうるために、貸借対照表・損益計算書への計上(すなわち認識²⁰)の問題としては存在せず、株主資本等変動計算書での表示や、注記における開示の問題が残っているといえる。

IASBの討議資料では、「自らの持分請求権が、当期末において他のクラスの持分請求権によりどのくらい影響を受けているのか」、および「他のクラスの持分請求権の影響の当期中の変動」に関する情報を提供することを目的として(IASB [2013] par. 5.12(b))、異なる持分ホルダー間の富の移転を示すようにするため、様々な持分を持分変動計算書(日本の株主資本等変動計算書に当たる)に表示し、持分変動計算書を通じて各クラスの持分請求権の金額の再測定を行う(IASB [2013] par. 5.13)。しかし、株主間の富の移転を損益として損益計算書に計上することまでは要求していない。また、同じクラスの株主を、たとえば新株主と既存株主といった2つのカテゴリーに分けて、各カテゴリーの損失・利得を計上・表示することも要求していない。

では、「株主全体の立場」を採用し、こうした株主間の富の移転から損益が生じないとして、そうした富の移転を引き起こす取引が資本取引なのであろうか。米山 [2007] は、「既存の株主の富に生じた希薄化 […] は、[…] 会社の費用にはならない」(米山 [2007] 37頁)ということが、現在の新株予約権の会計処理基準の「基本原則」の一つであると述べている。「ひとつの財のフローについては、資本と利益の増減はいずれかひとつしか生じない」(米山 [2007] 35頁)ので、同一レベルの「残余請求権者(多

-25

²⁰ 本稿で「認識 (recognition)」は、財務諸表(貸借対照表・損益計算書)に 計上することを指す (FASB [1984] par. 6)。したがって、認識の対象となる 事象は、資産・負債・持分に変動を及ぼす (FASB [1985] pars. 135-137)。

くの場合は株主)間での富の移転しか生み出さない取引は、利益に影響を及ぼさない」(米山 [2008] 239頁、括弧内は引用者が補足)取引であるから、資本取引であることになる。はたしてこうした取引の有無は、一般論として、資本取引たるメルクマールになるのであろうか。

結論からいえば、株主間での富の移転と、資本取引であることとは無関係である。株主間の富の移転は、それによって富の増大を享受する者と、富の毀損を被る者との両者が存在して初めて成立する。しかし、現在資本取引と考えられている取引においては、株主全体が、常に富を享受する側と富を毀損する側に分かれるとは限らない。現実の資本取引の範囲には、出資者間の富の移転のない取引が含まれている。したがって、「株主間の富の移転がある取引は資本取引である」として、株主間の富の移転の有無を資本取引のメルクマールと説明することは、現実に資本取引と考えられている取引を記述的に説明することにはなっていない。とくに、これらの議論では、株主間で富の移転を引き起こさない、設立に係る出資と、株主への分配(毎期の配当、および清算時の分配)を、資本取引として説明できない(資本取引とするには別の論理を必要とする)という、資本取引に関する記述論としては致命的な欠陥を有している。

逆に、株主間で富の移転が生じているにもかかわらず、費用が発生するケースもある。株主優待は株主に対して支給されるが、ほとんどの場合、持株に対して比例的ではないし、そもそも一定数の株式を有していないと株主優待は受けることができない²¹。こうした株主優待は、持株数に比し

-26- 26

²¹ 多くの株主優待制度においては、一定の持株数を超えれば、株主優待として 付与される財・サービスの価値は一定になってしまう。たとえば、株式会社ブ ルボン(東証二部上場)のホームページでは、株主優待について紹介してい るが、2013年12月21日現在の情報(http://www.bourbon.co.jp/company/ir/ investor.html)によると、毎年9月30日時点で1,000株以上の株式を持ってい れば2,500円相当の自社商品がもらえるが、1,000株持っていようとも100万株

て株主優待を多く受け取る者と、持株数に比して株主優待を少なく受け取る者(または受け取れない者)との間の格差を生じせしめ、株主間での富の移転が生じることになる。もし株主間で富の移転がある取引を資本取引とするなら、ほとんどの株主優待は資本取引となっているはずであるが、現実には株主優待を株主に提供する取引では費用が計上される。したがって、現実の資本取引・損益取引の範囲に照らせば、「株主間の富の移転がある取引は損益が生じない」ので資本取引である、とはいえないのである。

「株主間の富の移転がある取引は資本取引である」とする説明理論は、新株予約権などに部分的に当てはまるかもしれないが、全体に適用したときには欠陥が露呈するものであり、木を見て森を見ずとの批判を免れ得ない。 むろん、規範論として、「株主間の富の移転がある取引を資本取引とすべきである」とする議論は、形式的には成立しうるが、設立出資や配当を資本取引ではないとする規範論を必要とする場面が存在するとは考えにくく、現状では、非現実的な規範論としての位置づけしか与えられない。

したがって、規範論としても記述論としても、会計処理において、株主 間の富の移転を考慮すること自体が無意味であるといえる。

(f) 株式プレミアム (ディスカウント)

株式の額面と株式発行価額の差額を、株式プレミアム(ディスカウント)という。かつては株式を額面金額や額面未満の価額で発行することもあったが、時代を経るにつれて、額面よりも発行価額の方が高くなることがほとんどになったので、株式プレミアムが発生することがほとんどであった。

持っていようとも、もらえる自社商品は2,500円分だけである。逆に、持株が 1,000株未満だと株主優待は受けられない。

-27

かつて、株式プレミアムを巡っては、大別すれば資本説と利益説が対立 してきた。株式プレミアム論争は大正期に一度、第2次大戦後に一度なさ れているが、前者が税務上の扱いを巡る論争であったのに対し、後者は創 業者利得をめぐる論争であった²²。

大正期の株式プレミアム論争では、株式プレミアムを所得とみなして課税することにした税務当局の決定を巡り、株式プレミアムが利益であるのか、資本性を持つのかについて論争を展開してきた。税務当局は、資本金こそが法的資本であり、それを超過する払込金額たる株式プレミアムは処分可能であるが故に利益であり、課税対象である(渡邊 [1920] 281 頁)という主張を展開した。これに対し、多くの研究者は、株式プレミアムは課税対象ではないとする株式プレミアム課税反対論の立場に立った(生駒 [1986] 143-149 頁)。反対論を要約すると、大略以下のようになる(生駒 [1986] 143-149 頁)。

- ①株式プレミアムは旧株主と新株主の持分を均衡させるものであり、新株主が払い込んだ株式プレミアムは、会社の利益ではなく、新株主の提供した資本でしかないのであるから課税は不当である(上田[1920] 1-7頁)。
- ②株主の出資は、全体として株主の手元から株式会社に所在が移転した株主の財産であり、株式プレミアムの金額について、出資せずに手元に置いておけば課税されないのに、出資して財産を株式会社に拠出しただけで課税されるのは、合理的ではない(上田[1917]28頁)。株式プレミアムも資本金と同様に、株主から会社に移転された財産であり、所得を生む源泉である。これらの財産は所得を生む源泉であり、財産に対して課税するのは、所得を生む源泉を摘むことになり、国家

-28- 28

²² 本稿でこれらの論争を詳細に取り上げる余裕はないので、両方の論争を整理したものとして、生駒[1986]を参照。

資本・利益の区分を巡る現状と展望

の発展を阻害する(内池 [1920] 65-68頁)。

- ③株式プレミアムは営業によって得られた利益ではなく、営業から得られる利益の源泉たる正味財産の増加である(烏賀陽 [1920] 21-22頁)。 株式プレミアムを利益とすると、営業利益と錯覚されて会社の収益性を誇張せしめることになり、投資家をだますことになり望ましくない(田尻 [1920] 29-33頁)。
- ④株式プレミアムは厳密には資本金ではないが、準備金に組み入れるべきものであり、処分可能性に関わらず資本金に準ずる性質を持つ(田 尻「1920」29-33頁)。

しかし、株式プレミアムに対する課税は、こうした論争があったにもかかわらず、第2次大戦後の1950年まで続いてきた。

他方,第2次大戦後の株式プレミアム論争は、Hilferdingの創業者利得を援用した株式プレミアム利益説と、それに対する資本説が対立する論争であった。

創業者利得とは、Hilferding によれば、このように記述される (Hilferding [1923] S. 121)。

創業者利得=(企業の収益×100÷利子率)-(企業の収益×100÷平均的利潤率)

たとえば、100の出資に対して平均的に15%の利潤を生む企業があり、利子率が5%であれば、株価は300であり(Hilferding [1923] S. 117)、このような単純な事例における創業者利得は、15÷0.05-15÷0.15=200となる。設立者は額面で出資し、上場する際には、株式を時価で交付するという単純な事例を考えれば、額面と等しい出資額を運用して得られた利益はすべて設立者のものなので、後日配当されることになる。したがって、利潤率は配当率と同じであり、額面=出資額に対する利潤を利潤率で割った額は額面となる。そしてここでは、利潤の分だけ配当を受けられると考え

ているので、配当を利子で割り引けば、配当÷利子=株価となる。今この株式を設立者が売りに出せば、株価から額面を引いた金額だけ設立者は利得を得る。これが創業者利得であるという。創業者利得の算定式は、このような極めて単純な事例を前提にしている。

この説を援用した株式プレミアム利益説は、株式プレミアムを「支配株主が[…]従属株主から、利潤の前取部分として獲得するところの創業利得の一形態」(内川 [1958] 76頁)と捉え、そしてそれは「機能資本家」たる支配株主にとっては利益となるため、会計上も利益であると主張する。そこには、株主集団を機能資本家(支配株主)と無機能資本家(従属株主)に二分できる(あるいは二分しなければならない)という前提がある。他方、株式プレミアム資本説の論者は、株主全体の立場をとる。株主全体の立場からは、こうした株主集団の分割を認めず「株主はこれを株主一般としてみる」(岡部 [1958] 80頁)ので、株式プレミアムは資本金と同様に、「出資者が出資したもの[…]にたいして彼らが出資後も依然として実質的な所有者であり、したがって実質的な所有権を有している」もの(岡部 [1964] 82頁)である、「拠出資本」を構成するとみなす。

ここで、株式プレミアムを創業者利得というためには、額面が平均的利潤を生む財産(機能資本)と等価でなければならないが、そのような保証はない(河合 [1983] 269頁)。額面と株価が大きく乖離してくると、額面はもはや、経済的には単なる符丁でしかなくなる。また、発行価額が「企業の収益×100÷利子」と等価であるという保証もない。したがって、創業者利得を株式プレミアムと同義に解するのは無理がある。

また、創業者利得は新株主の払い込みによって設立者が得る利得を指すが、新株主も、次回の増資以降は、新たな払い込みよって利得を得る存在になる(高寺[1995]167-170頁)。つまり、創業者利得は株主間の富の移転によって既存株主に生じる利得であるから、創業者利得を利益とすることは、既存株主の立場を採用して、既存株主の利得を利益として計上する

-30- 30

ことに他ならない。しかし前述の通り、既存株主の立場を採用することは 論理的に不可能である(池田 [2011b] 84-85頁)。出資が2回以上生じれ ば、最初の出資では富を毀損した(その時点での既存株主に富の増加を与 えた)その時点での新株主も、最初の出資が終わった時点で2回目以降の 出資からは既存株主として富を増やす立場に変質する(高寺 [1995] 170 頁)のであるから、株主集団について、新株主と既存株主という絶対的で ない切り分けを行うことはできない(池田 [2011b] 84頁)。

このことより、設立者を常に利得を得る存在とみなし、新株主を常に設立者に利得を提供する存在とみなすことはできない。したがって、株式プレミアムを創業者利得とみなして会社の利益とするのは、論理的にも無理がある。

そもそも、現在日本では、会社法により、株式の額面が存在しないので、株式プレミアムは制度上存在しないことになる。ゆえに、株式プレミアム論争を改めて論じたところで、実益は乏しい。

(g) 株式配当

株式配当とは、平成2年改正前商法第293条ノ2では、配当可能利益を資本組入れし、それに伴う無償の新株を発行することを指していた(前田[2009]130-131頁)。しかしこれは、平成2年改正商法によって、配当可能利益の資本組入れと株式分割をセットにしたものであるとして、規定が見直された。現在の会社法では、株式配当の条文が消滅し、法的には株式配当の用語は存在しないが、剰余金の資本金組み入れと株式分割をセットで行うことによって、「(従来の)株式配当と実質的に同じ機能を有する」株式分割を行うことが可能である(前田[2009]132-133頁、括弧内は引用者による)。

現行会計制度上は、これまでの株式配当と同等の株式分割を行った側に おいて、剰余金の資本組入れの仕訳がなされ、これらの株式分割からは損 益は生じない。また、こうした株式分割を受けた側も、理論上は、分割前と分割後で手持ちの財産(有価証券)の価値が増減するわけではない²³ことから、損益を計上することはない。

株式配当を資本取引とみなせば、株式配当は、単なる株主資本間の振替、すなわち、利益剰余金等から資本金等への振替を意味するにすぎないことになる。しかし、株式配当を損益取引、すなわち費用であるとすれば、株主への配当を現金で行う代わりに株式で行ったと考えるため、配当費用の計上とともに資本金等が増加することになる。配当を費用とする所説は、債権者も株主も外部者とみなし、エンティティ論を純粋に展開することによって成立する(Li [1960] p. 679; Anthony [1984] pp. 77-78)。そこで、株式配当を費用とするには、純粋エンティティ論24を採用しなければならない。しかし、純粋エンティティ論によったとしても、株式配当は単なる株主資本間の振替に過ぎないとみることもできる(Li [1960] p. 679)。よって、株式配当を費用とする説は、純粋エンティティ論を適用して配当を費用とみなし、そのうえで、現金配当と株式配当を同列に扱って費用処理することを主張しなければならない。

株式配当の会計問題は、会計主体論との関連で論じられる(中村 [1973] 80-95頁; Hendriksen and Breda [1992] pp. 808-809)が、従来の株式配当を巡る論争(中村 [1973] 80-95頁を参照)は、株式配当を受けた株主に所得が生じるか否かについて論じたものであり、会社の会計処理を直接論じるものではない。したがって、これらの論争から、企業の会計処理に

-32- 32

²³ 現実の市場では、株式分割を行ったことで株価が上昇する場合があるかもしれない。しかし理論上は、X倍(ただしX>1)の株式分割を行えば株価はX分の1になる。

²⁴ エンティティ論には、債権者も株主も会社の外部者とみなす純粋エンティティ論と、会社の経営者を債権者と株主の両方の代理人とみなす代理人的エンティティ論とがある(佐藤 [2013] 9-11 頁)。

関する知見を得るのは難しい。なぜなら、会社の会計と株主の会計は別物なので、株主の会計処理を論じたところで必ずしもそれが会社の会計処理 に直結するわけではないからである。従来の議論では、株式配当の費用性 は触れられておらず、企業の会計と株主の会計を混同している。

現在日本の制度上は、従来の株式配当に当たる、剰余金の資本金組み入れを伴った株式分割について、分割を行った側でも、株式の交付を受けた側でも、損益を認識しない。また、会計主体論についても、資本主論(ないしその展開である代理人論)が通説として支持されており、制度上も資本主論(ないしその展開である代理人論)が採用されている(Anthony [1984] p. 52)25。そのため、従来株式配当と呼ばれていた、剰余金の資本金組み入れとセットになった株式分割について、費用が計上される余地はないし、株式を受け取った側で所得が計上されることもない。したがって株式配当の会計処理について改めて論じたところで、実益はない。

(h) 役員報酬·役員賞与

役員報酬とは、役員に支払われる給料等を指し、確定額が支払われる場合もあれば、業績に連動して支払われる場合もある。これに対し、役員賞与とは、利益をあげたことに対して役員に対して支払われる賞与(ボーナス)を指す。従来、日本では実務上、役員報酬は費用として処理してきたが、役員賞与は利益処分として、未処分利益の減少とすることが一般的であった(企業会計基準第4号、第7項)。このように、従来は、役員報酬は損益取引とみなして費用処理しているのに対し、役員賞与は利益処分の手続をとったうえで未処分利益からの処分によって支払いを行っていた。このことから、役員賞与は従来、損益取引とはみなされず、費用は生じな

-33

²⁵ したがって、現預金等による通常の配当の会計的性質についても、改めて検討する意味はあまりない。

いとされてきた。

しかし、会社法の成立によって、株主への分配は剰余金の分配の手続に よって支払われることになり、未処分利益の処分という手続は消滅した。

また、役員報酬と役員賞与はともに、「職務執行の対価」(企業会計基準第4号、第12項)であることから、両者の会計処理を異にする理由は見当たらず、いずれも費用として処理すべきであるとして、現在の企業会計基準第4号(第3項)では、役員賞与は役員報酬と同様に、費用として処理する。

役員賞与は利益に連動して支払われる賞与であることから、業績連動型の役員報酬と同じである(企業会計基準第4号、第12項(1))。また、両者の違いは従来、法律上の手続の違いに求められたが、会社法の成立によって、両者の支払手続の相違はなくなっている(企業会計基準第4号、第9項)。これらのことより、役員賞与は役員報酬と同じ性質をもつものとみなされている。役員賞与は株主への分配ではないため、資本取引たりえず、株主資本からの減少として処理するのは論理的にも無理がある。

上述のように、現在では役員賞与の会計処理について、制度上も理論上 も費用処理が支持されており、議論は収斂している。よって、役員賞与の 会計処理を改めて論じる意義は乏しい。

(i) 法人税等

前述の役員賞与と同様に、かつて利益処分項目であったが現在費用とみなされているものに法人税等がある。かつては、会計学上、法人税等の扱いを巡って論争もあったが、現在はこうした論争は下火になっており(弥永・足田 [1997] 21頁)、現在では、会計主体論(とりわけ資本主論)に照らして費用であるとする見解が支配的である(弥永・足田 [1997] 123頁:齋藤 [1999] 10-13頁;西村 [2001] 159-179頁)。

制度上や会計学上の通説は、資本主論(またはその変形)を前提にして

-34- 34

いる。資本主論(またはその変形)からは株主との取引が資本取引となるため、株主との取引ではない法人税等の支払が資本取引になることはありえず、法人税等を支払えば損益取引として費用が発生する。また、税効果会計は法人税等を費用とみなしてそれを期間配分する会計処理を意味するので、国内外の会計基準において税効果会計を導入していることから考えても、制度上は法人税等を費用と考えている。そもそも利益処分という手続が消滅している現在では、法人税等を利益処分であるとする見解を再検討しても意味はあるまい。

②現在の未解決問題

(a) 株式交付費とスプレッド方式

株式の交付に要した付随費用を株式交付費と呼ぶ。日本では、株式交付費は、原則的に費用処理しなければならない。その理由として、株式交付費の支払が株主への払戻に当たらないこと、株式交付費は財務費用の性格が強いこと、そして、資金調達の方法は企業によって異なるので資金調達費用を会社の業績に反映させることが投資家に有用となることを挙げている(実務対応報告第19号、3(1))。しかし、従来から費用収益対応原則に基づいて、株式交付費は繰延資産として処理することが認められており、現行基準でも、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動に係る株式交付費については、繰延資産処理も認めている(実務対応報告第19号、3(1))。会社計算規則第14条第1項第三号では、株式交付費を資本金等増加限度額の算定に当たって減額することを認めているが、会社計算規則付則第11条により、会社計算規則の当該規定は、当面適用されない。

他方、海外の会計基準では、株式交付費を出資額から控除している。米国の会計基準体系(Accounting Standards Codification、以下「ASC」と略称)では、株式発行以前に支払った付随費用については、仮払金等の勘定で繰り延べておき、発行によって受け取った手取金額から控除する

-35

(すなわち拠出資本のマイナスに振り替える)が、株式発行を中止した場合や、発行を予定より90日を超えて延期する場合は、費用として処理する (ASC, par. 340-10-S99-1;池田 [2008b] 3頁、注1を参照)。また、国際会計基準第32号 (IAS32)では、資本取引に係る取引コストは、資本取引と結び付けられ、拠出資本からの控除とされる (IAS32, pars. 35-39, par. BC33)が、中止された(abandoned)資本取引に関連する付随費用は、費用として認識される(IAS32, par. 37)。かかる処理は、資本取引の範囲に株式交付費の支払を含める形で、資本取引を拡張して捉えるものであると解釈される(万代 [2007] 22-24頁)か、あるいは、株式発行取引と株式交付費の支払取引を結びつける(IAS32, par. BC33)形で、株式交付費の支払と株式発行を連続した一連の資本取引であると解釈している。

これらのことより、株式交付費の会計処理が、依然残された問題として 浮上してくる。

これと密接に関連する項目が、スプレッド方式によって株式募集を行った場合のスプレッドである。公募増資においては、引き受けた証券会社²⁶

-36- 36

²⁶ ここでの「引受」は、金融商品取引法第2条第8項第六号における「引受」であり、引受を行う者のことを「引受人」と呼ぶ。金融商品取引法第2条第6項において「引受人」とは、有価証券の募集もしくは売出し又は私募に際し、「当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること」(金融商品取引法第2条第6項第一号。これを買取引受と呼ぶ)、もしくは「当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること」(金融商品取引法第2条第6項第二号。これを残額引受と呼ぶが、対象が株式の場合は残株引受と呼ぶ)を行う者を指す(江頭[2011]659-660頁)。実務上は買取引受が圧倒的に多く、本稿でも引受人たる証券会社が買取引受を行うことを前提とする。他方、会社法上の「引受人」とは、株式に申し込んだ者のうち会社から募集株式の割り当てを受けた者、または、総株引受け(1人または数人が募集株式の全てを引き受ける契約で、買取引受がその典型)の場合に募集株式全てを引き受ける者を指す(江頭[2011]659-660頁:神田「2013]142-143頁)。

が引受価額を上回る募集価格(公開価格,発行価額)で募集を行って投資家から現預金等を受け取り、引受価額に相当する金額を株式発行会社に払い込み、募集価格と引受価額の差額を、引き受けた証券会社が事実上の引受手数料として受け取る形式、すなわちスプレッド方式が採られることが多い(池田 [2008b] 12頁、注17)。スプレッド方式における募集価格と、証券会社の引受価額との差額を、スプレッドと呼ぶが、かかるスプレッドは現行規定上費用にはならない。

しかし、実務上は、こうしたスプレッドは事実上の引受手数料であることが注記されており(池田 [2008b] 12頁)、これらのスプレッドは財務諸表に計上されないのか、費用ではないのかという疑問も当然に生じてくる。スプレッドが事実上の引受手数料であるとすれば、(証券会社に支払う)引受手数料は株式交付に係る付随費用であるから、もしこれらのスプレッドを認識するとすれば、それは株式交付費として認識されることになろう。前述のように、日本では、株式交付費は費用ないし繰延資産として処理されるが、海外では、株式交付費は拠出資本からの控除とされる。

したがって、スプレッド方式をとった場合のスプレッドの扱いについて も、検討の必要がある。

(b) 自社株式を対象とした売建オプション

自社株式を対象としたオプションには、コール・プットのそれぞれについて売建・買建の両者があることから、4通り考えられるが、このうち発行者の財務諸表の貸方に生じるのは、売建の場合である²⁷。

27 会社が自社株式を対象とした買建オプションを保有する場合,当該オプションが資産なのか,それとも持分の減少なのかが検討課題となる (FASB [1990] pars. 162-172)。これらの自社株式を対象とした買建オプションは,自社株式を対象とした売建オプションとは貸借が逆になるため,論点は多くの点で,自社株式を対象とした売建オプションの会計問題を裏返したものである。これら

自社株式を対象とした売建コール・オプションとは、売り手の会社から すれば自社株式を一定価格で交付する義務を負う契約である。自社株式を 一定価格で交付する義務は、日本では新株予約権と呼ばれており、海外で はワラントと呼ばれる。ストック・オプションもこうした自社株式を対象 としたコール・オプションの一種である。

自社株式を対象とした売建コール・オプションから生じる義務(新株予約権,ワラント,ストック・オプションなど)は、通常は行使時に株式を交付して決済する義務であり、企業会計基準第8号や国際財務報告基準第2号(IFRS2)では、負債の定義に合致しないことから、負債ではないという意味で持分または純資産になる(企業会計基準第8号,第4項;IFRS2,par.7)。しかし、これらのオプションのホルダーは株主ではない。そこで、行使されて株主になるまでは株主の請求権を意味する項目に含めないとする会計処理も考えられる。かかる観点から日本では、新株予約権

の会計問題は、資産の定義に照らして考えることになるであろう。 自社株式を 対象とした買建コール・オプションは自社株式を買い戻す権利であり、権利 行使して得られるものが資産ではなく自社株式であることから、資産を取得 する権利に当たらず、資産に該当しないと考えることができる(FASB [1990] par. 166)。これに対し、当該買建コール・オプションの保有者は自社株式と 関係なく単独で何らかの権利を持っていると考えれば、オプションの対象が自 社株式であるか否かに関わりなく資産となる (FASB [1990] par. 169)。これ に対し、自社株式を対象とした買建プット・オプションは、自社株式を売る権 利である。これは資産を売る権利ではないとして資産ではなく持分からの控 除とみることもできる (FASB [1990] par. 172) が、自社株式を売って資金を 得ることができる権利であるとして資産とみることもできる。しかし、当該 買建オプションが、自社株式と関係なく単独で何らかの権利を持っていると考 えれば、オプションの対象が自社株式であるか否かに関わりなく資産となる (FASB [1990] par. 172)。また、既存株主の立場から、これらのオプションを 「企業の既存株主に潜在的に有利な状況で将来の取引を行う権利」を有してい るオプションとみなせば、これらのオプションは資産となる(FASB [1990] par. 163)_o

-38- 38

は、それが行使されるまでは株主資本に含めない(企業会計基準第5号、第7項;企業会計基準適用指針第17号、第4-6項)。しかし、こうした仮勘定の位置づけの不明瞭さを理由に仮勘定処理を認めないとすれば、当該オプションは、結果的には株主の請求権たる持分からは除外されて負債となる(池田 [2001] 63頁)。

持分を株主の請求権や最劣後の請求権などと定義し、負債をそれ以外の貸借対照表項目とするならば、自社株式を対象とした売建コール・オプションは株主の請求権でも最劣後の請求権でもないことから負債になる(Ohlson and Penman [2005] pp. 26-29; FASB [2007] p. 48)。他方、株式増価益受益権の会計処理を援用して、自社株式を対象とした売建コール・オプションを積極的に負債とする見解(少数説)もある(Balsam [1994] p. 58)。

コールとは逆に、自社株式を対象とした売建プット・オプションとは、オプションの売り手たる会社からすれば、自社株式を一定価格で買い戻す義務を負う契約である。当初米国の緊急問題タスク・フォース(EITF)は、こうしたオプションを、資本取引の一部とみなして持分としていた(EITF [1987])が、現在の米国基準では、これらは自社株式の買い戻しに際して現金等の資産を引き渡す義務であることから、負債の定義に照らして負債となる(ASC、par. 480-10-55-8、par. 480-10-55-34)。また、これらのオプションのホルダーは株主ではないので、当該オプションは株主の請求権ではないという意味で負債とする見解も考えられる(池田 [2000] 58-59 頁)。

これらの自社株式を対象とした売建オプションには、決済方法(自社株式または現金による決済)をホルダーないし発行者が選択できるケースがあり、そこに負債の定義を適用しようとすると、定義の適用上の問題が生じてくる(池田[1999]75-76頁)。米国基準では、金融商品の価値の株価との連動性と、決済方法の選択権と、決済手段によって、負債または持分

としていた (ASC, pars. 480-10-25-8 through 480-10-25-14)²⁸。IASBでは、一定数の自社株式を一定価格で現金等の資産と交換することで決済する義務があれば、その金融商品を持分とする (IAS32, par. 16(b)(ii)) という「fixed for fixed の原則」²⁹を打ち出している。しかし、規定内容が複雑であり、適用が困難であると指摘されている (FASB [2007] p. iii; IASB [2008] par. 17)。そこで、2013年7月の討議資料では、決済方法に関係なく、自社株式に関連したオプション(売建・買建)は一律に持分(または持分のマイナス)とすることが提案されている (IASB [2013] pars. 5.8)。

自社株式を対象とした売建オプションの会計処理を巡る問題は、負債の 定義や持分の定義を適用することを巡る問題であるといえるが、決済方法 の選択が存在することにより、解決が難しくなっているといえよう。

(c) 転換社債型新株予約権付社債とその転換, およびデット・エクイ ティ・スワップ

法律上,新株予約権付社債とは,社債に新株予約権を付したものであり,両者を分離して流通・質入れできないものをいう(江頭[2011]760頁)30。このうち,転換社債型新株予約権付社債は,新株予約権付社債のうち,新株予約権部分を行使して社債金額を株式の払い込み金額に転換できるものをいい。従来は転換社債と呼ばれてきたものである。

新株予約権付社債は、社債に新株予約権が付されたものである。そこで、社債の構成要素と新株予約権の構成要素に区分して別個に会計処理を

-40-

²⁸ この内容はかつての基準書第150号 (FASB [2003] pars. 11-12) の内容を踏襲している。基準書第150号の内容については池田 [2006a] 147頁を参照。

²⁹ 詳細については鶯地 [2010] 88-91 頁を参照。

³⁰ 新株予約権と社債を分離して流通・質入れできる場合は、法的には新株予約権付社債を発行したのではなく、社債と新株予約権を同時に発行したと考える(神田[2013]308頁)。

行う「区分法」が、従来から提案されてきた。日本では、転換社債型新株 予約権付社債以外の新株予約権付社債はこれによって処理しなければなら ない(企業会計基準第10号、第38項)。

これに対し、日本の現行基準では、転換社債型新株予約権付社債については、「区分法」を適用してもよいが、社債と新株予約権を一体のものとして処理する「一括法」を適用してもよい(企業会計基準第10号、第36項:企業会計基準適用指針第17号、第18項)。その理由として、社債と新株予約権はそれぞれ単独では存在し得ないことから、新株予約権と社債を「区分して処理する必要性は乏しい」ことを挙げている(企業会計基準第10号、第112項)。ただし、「新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的」(企業会計基準第10号、第112項)であり、転換社債型新株予約権付社債も新株予約権付社債の一種であるから、転換社債型新株予約権付社債であっても、転換権と社債の価値をそれぞれ認識できるなら区分法を採用してもよいことになる。

海外の会計基準では、転換社債(日本では転換社債型新株予約権付社債)の会計処理について統一されていない。米国の旧基準たる会計原則審議会(APB)の意見書第14号では、「構成要素の分離不可能性」と「測定の困難性」を主たる論拠として、転換社債については一括法によらなければならない(APB [1969] pars. 7-8、par. 12)としていた。公開草案では区分法によることを規定していたが(FASB [2000] par. 20、pars. 24-25)、現在でも多くの転換社債は一括法によらねばならない。米国の現行基準では、契約日においてイン・ザ・マネーとなる分離できない転換特性である「有益な転換特性(beneficial conversion features)」(ASC、par. 470-20-20)がある転換社債は、区分法によって社債と有益な

転換特性に分け、有益な転換特性を持分(資本剰余金)としなければならない(ASC, par. 470-20-25-5)が、それ以外の場合は一括法によって処理する(ASC, pars. 470-20-25-10 through 470-20-25-12; 長谷川 [2013] 422-423頁)³¹。他方、IAS32では転換社債に対して区分法を適用しなければならない(IAS32, par. 29)。また、かつては米国でも、APB 意見書第10号で、区分法を定めていたこともあった(APB [1966] pars. 8-9)。

学説上, 転換社債型新株予約権付社債に対して区分法の適用を主張する文献は多い (Ford [1969] p. 822; King et al. [1990] p. 19; McInnes et al. [1991] p. 257)。多くの場合は, 転換社債型新株予約権付社債について, 社債を負債, 新株予約権を持分とするものであり, 上記の論稿はいずれもかかる主張を行っている。

しかし、かつての日本の会計制度では、区分法をとる場合、社債を負債とし、新株予約権(当時は転換権と呼んでいた)の部分を仮勘定として負債³²とする会計処理が規定されていた(企業会計審議会 [1999a] Ⅲの七の1;企業会計審議会 [1999b] 第六の一)。新株予約権(転換権)はそれの発行による対価を受け入れた段階では株主からの出資ではないため、株主

- (c) 非転換債券の金利よりも低い金利である。
- (d) 当初の転換価格は発行時の普通株式の市場価値よりも大きい。
- (e) 逆希薄化条項による場合以外に転換価格が減少しない。
- 32 現在は、新株予約権は、負債の定義に合致しないため、純資産の部に含めなければならない(企業会計基準第5号、第7項、第21項)。

-42- 42

³¹ 以下の転換社債については、受け取った金額を転換権に配分しない (ASC, pars. 470-20-25-11 through 470-20-25-12; 長谷川 [2013] 425頁)。つまり、一括法で処理する。通常、転換社債は普通社債よりも金利が低いので、下記の (c)により、通常の転換社債であれば一括法で処理することになる。

⁽a) 企業 (子会社を含む) が発行する社債が、保有者の選択により特定の価格で企業または子会社の普通株式に転換できる。

⁽b) 社債は、額面で発行される、または発行時に額面を大きく超過しない価値を持っている。

資本(当時の資本の部)にすることはできず、負債とする。しかし、行使されれば新株予約権(転換権)は株式の対価の一部と考えられるために行使された新株予約権の金額は株主資本に振り替えるが、行使されなければ株式の対価とはいえないため、行使されなかった新株予約権(転換権)の金額は特別利益とする。名越[1993]も、同様の議論を行っている(名越[1993]10-14頁)。

また、一括法にもバリエーションがある。日米の会計基準が提示する一括法は負債として一括処理するものであるが、分離不可能性を強調しながらも、発行企業の多くが満期償還よりも転換による消滅を望んでいるとして、持分として一括処理することを提案する文献もある(Stephens [1971] pp. 56-61)。また、転換確率に基づいて全体を負債(転換確率が低い場合)ないし持分(転換確率が高い場合)として一括処理することを主張する文献(McCullers [1971] p. 164;Kerr [1989] p. 46;AARF [1992] Appendix、par. 27)もある。McCullersの主張は、転換社債の満期までの期間と実際の存続期間との比較などの「いくつかの経験的証拠」(McCullers [1971] p. 160)を根拠とするものであり、論理的な根拠に欠けるが、Kerr や豪国会計研究財団(AARF)の主張33は、「発生の可能性が高い(probable)」ことを要件とする負債の定義との論理的整合性を図ることを論拠とするものである(古賀 [1999] 245-246頁)。

これらの説をまとめると、以下の表 1 のようになる。このように議論が錯綜する理由は、転換社債型新株予約権付社債の性質の捉え方の違い (Clancy [1978] pp. 176-177)、すなわち転換社債型新株予約権付社債の経済的実質の捉え方の違いにある(加井 [1997] 140頁)。

他方、これを転換することによって損益が生じるか生じないかが、従来

-43 — -43 —

³³ なお、AARF が概念書第4号(1992年)で規定した転換社債の会計処理は、 後の1995年に概念書第4号を改訂した際に削除されている。

表 1 転換社債型新株予約権付社債の会計処理を巡る諸説

会計処理方法		支持文献	主たる論拠
一括法	負債	APB [1969] 企業会計基準第10号	・分離不可能性 (APB [1969]; 企業会計基準第10号) ・測定の困難性 (APB [1969])
	持分	Stephens [1971]	・分離不可能性 ・経営者の転換に対する意向
	負債/持分 (転換確率に 基づき処理す る)	McCullers [1971] Kerr [1989] AARF [1992]	・転換社債に関する経験的証拠 (McCullers [1971])・負債概念への合致(Kerr [1989]; AARF [1992])
区分法	社債は負債, 転換権は持分	APB [1966] Ford [1969] King et al. [1990] McInnes et al. [1991] FASB [2000] IAS32 など	 ・負債の過大表示と持分の過小表示 (Ford [1969]) ・名目利子率の過小表示による比較可能性の低下 (APB [1966]; FASB [1990]) ・長期リースとの類似性 (Ford [1969]; McInnes et al. [1991]) ・ワラント債との類似性 (APB [1966]) ・転換権は固有の価値を持つ (King et al. [1990]) ・転換権は負債概念に合致しない (IAS32, FASB [2000]) ・転換権が拠出資本性を有する (APB [1966])
	社債, 転換権 ともに負債	なし (可能性として考 えられるのみ)	論者なし
	社債は負債, 転換権は仮勘 定(負債)	名越 [1993] 企業会計審議会 [1999a] [1999b]	・利子費用の正確な算定(名越 [1993])・転換権たる新株予約権が株主資本 概念に合致しない(名越[1993]; 企業会計審議会[1999a][1999b])
	社債は負債, 転換権は仮勘 定(純資産)	企業会計基準第10号	・社債と転換権(新株予約権)の価値をそれぞれ見積ることができる・転換権が負債概念に合致しない

-44- 44

からの論点の一つとなっている(丹波 [1957b] 34-35頁)。たとえば、転換社債型新株予約権付社債を一括法で処理した場合で、100の転換社債型新株予約権付社債があり、それを転換することで100の株式を交付する取り決めになっている場合、行使時点の株価が120となっているならば、制度上は、転換された転換社債型新株予約権社債の帳簿価額を資本金・資本剰余金に転換することになるため、以下のようになる。この設例では便宜上、受け入れた拠出資本を全額資本金に組み入れるものとする。

転換社債型新株予約権付社債 100 資本金 100

しかし、行使時点の株価で資本金・資本剰余金を計上すると、増加する 資本金・資本剰余金の金額は120となるため、次のようになる。

転換社債型新株予約権付社債 100 資本金 120 社債転換差額 20

この社債転換差額の20を、損益(転換損失)とみなすこともあれば、資本剰余金のマイナスとみることもある。前者の場合は、増加する資本金・資本剰余金の額を転換時点の株価で算定していることになる³⁴。損益が生じると見る場合は、転換社債型新株予約権付社債を時価評価した結果、社債評価損が発生し、時価評価された後の転換社債型新株予約権付社債を株式に転換していると考えることもでき、その場合は転換損失ではなく評価損失が発生していることになる。ただし、社債の時価評価には、負債の時価評価のパラドックスがつきまとう点に注意が必要である。また、通常、社債の評価は債務額または償却原価法によっており、必ずしも時価で評価しているわけではない。したがって、社債評価損を計上するために

-45 —

³⁴ 社債転換差額の20を資本剰余金のマイナスとみなす場合は、増加する拠出 資本は、転換社債型新株予約権付社債の簿価と同じ100である。

は、社債を時価評価する必要を明らかにしておく必要がある。転換時にの み社債を評価して社債評価損を計上するのは、ピースミール的な会計処理 であるといわざるを得ない。

社債評価損 20 転換社債型新株予約権付社債 20 転換社債型新株予約権付社債 120 資本金 120

転換社債型新株予約権付社債の転換に伴う損益計上を巡る議論は,負債を持分に転換したことを損益取引とみなすのか資本取引とみなすのかによって,結論が変わってくる。このような議論は,デット・エクイティ・スワップなどの,負債を持分に転換する取引に共通して当てはまる。

ここで鍵となるのは、転換社債型新株予約権付社債の転換にせよ、デット・エクイティ・スワップにせよ、増加する拠出資本額を債務の簿価とするか、それとも交付する自社株式の時価とするかという点である(野口[2003]43-44頁)。前者は受け入れた資産や放棄した債務の簿価を株式の交付価額とみなして拠出資本を増加させることになり、株式交付時の株価は無視される。後者は株式の交付価額を交付時の時価に求め、それを拠出資本増加額とするものであり、受け入れた資産や放棄した債務の簿価は無視される。

もう一つの鍵は、負債の持分への転換を行ったときに損益を計上する場合、それが誰の損益になるのかという点である。たしかに元の負債証券保有者がそれを株式に転換を行った際には、彼らには損益が発生する。しかし一方で、既存株主は、彼らとは立場が逆になり、転換を行った元の負債証券保有者が損失を被れば、既存株主はその分だけ利得を得るし、反対に、転換を行った元の負債証券保有者が利得を得れば、既存株主はその分だけ損失を被る。両者はいずれも株主であり、株主集団の立場でみれば株主集団全体での損益はゼロであるから、かかる転換から損益が生じる余地

-46-

はない。ここでは株主間の富の移転が生じているので、当該会計問題は、 株主間の富の移転の会計問題として検討する必要があるかもしれないが、 既に述べた通り、株主間の富の移転は会計上は問題にならない。

(d) プッタブル金融商品,取得請求権付株式,協同組合の出資金などプッタブル金融商品とは、「ホルダーに対し、現金その他の金融資産の払い戻しを発行者に対して要求する権利を与える金融商品、または、金融商品ホルダーの死亡ないし退出といった不確実な将来事象の発生の際に発行者に自動的に売り戻される金融商品」(IAS32, par. 11)である。プッタブル金融商品のような、請求を受ければ償還を行わなければならない金融商品は、様々な形態のものがある。取得請求権付株式のように株式の形態をとることもあれば、協同組合の出資金やパートナーシップの権益のように、株式会社以外の組織が発行するものもある。これらに共通しているのは、発行者にとっては償還に応じなければならない義務であるという点である。

従来こうした金融商品は、負債の定義を満たすという理由で、負債とされてきた。たとえそれが株式の形式をとっていようとも、負債の定義を満たすなら負債と区分されるべきであろう(Nair et al. [1990] p. 38)。公表当時(1995年)の IAS32(par. 22)でも、2003年の改訂 IAS32(par. 18)でも、こうした項目は負債であった。しかし、償還に応じなければならないプッタブル金融商品をすべて負債にするこの規定に対しては反発が強く35、紆余曲折を経て、現行の IAS32では、協同組合、パートナーシップ、

-47 — 47 —

³⁵ とくに協同組合からの反発が強かった。というのも、出資金は協同組合から 見れば基本的な資本と見られており(堀越 [2009] 83頁)、それが負債になる と持分の金額が大幅に減少してしまうからである。そこで、協同組合銀行や生 活協同組合などの協同組合陣営は、IASB に対しコメントを出すなどの働きか けを行ってきたが、とくに欧州の協同組合銀行が盛んにロビーイングを行って

あるいは相互会社の出資金などの、一部のプッタブル金融商品を、負債の定義を満たしているにもかかわらず、「企業の純資産に対する残余持分を表している」(IAS32, pars. B50-B51, par. B64)を理由に、条件 36 付きで持分としている(IAS32, pars. 16 A- 16 D)。これらは概念フレームワークに対する例外であり、IASBも「例外」であることを認めている(IAS32, par. 11)。概念フレームワークに関する IASB の2013年の討議資料では、かかる「例外を設けることについて」、「概念フレームワークはその例外の基礎となる考え方を提供すべきである」としている(IASB [2013] par. 15 5.57)。

これらの金融商品は、現行概念フレームワークの負債の定義を厳密に適用すれば負債にしかならないが、政治的に「例外」が設定された結果、一部のものについては条件を満たせば持分となる。したがって、これらの金融商品を(政治的にではなく)論理的に持分にしようとするなら、負債の定義を変えるよりほかはない。もしそれができないのであれば、負債にならないように金融商品のストラクチャリングを行って、その金融商品の性質を変えるしかない。その意味で、これらの金融商品の会計処理を巡っては、負債の定義のあり方と、それとの関連で持分の定義のあり方が問われることになる。

きた(斉藤・重頭[2010]241-244頁)。

- (a) (最劣後の金融商品であり、その金融商品以外の) すべての負債を控除 した後の純資産に対する比例的な残余請求権を、その金融商品のホルダー に与える。
- (b) 清算時または早期償還時に、(純資産の) 比例的な取り分とほぼ同等の金額の現金その他の資産をホルダーに引き渡す義務を、エンティティに負わせる。

-48-

³⁶ この条件を IASB の2013年討議資料に沿って要約すると,以下の通りとなる (IASB [2013] par. 5.55)。なお, IAS32の記述に即して括弧内を補足している。

そして、それらの問題から派生的に、資本取引・損益取引の区分が生じてくる。かりにこれらの金融商品が負債ならば、償還時の簿価と償還価額との差額は損益となるが、もしこれらの金融商品が持分ならば、償還時の簿価と償還価額との差額は損益とはならない。

(e) 固定資産の再評価に係る評価差額

固定資産の再評価を行い、それにより生じた評価差額を純資産の部(かつての資本の部)に計上する実務は、日本でも行われている。1950年代には、資産再評価法や資本充実法(企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法)による再評価積立金の計上を要求していたが、再評価積立金は「昭和48年(1973年)3月末をもって企業会計上その姿を消した」(新井[2000]159頁、括弧内は引用者が補足)。また、1998年の土地再評価法(土地の再評価に関する法律)による土地再評価差額金の計上規定により、土地再評価差額金が現在でも企業の財務諸表に計上されている37。しかし、固定資産の再評価に伴う評価差額を純資産の部に計上する実務は、日本ではこの2例だけである。

これらの法律の趣旨は、どちらも企業資本の維持・充実にあるが、資産 再評価法や資本充実法が当時の激しいインフレを背景にして実体資本維 持38の見地から償却資産に対する再評価を求めている(伊藤 [1990] 15-20

³⁷ 土地再評価差額金は、土地再評価法制定当時は税効果会計の規定がなかった ため、当初負債の部に計上していたが、現在は税効果会計を行い繰延税金負債 を計上した上で、再評価に伴う評価差額から繰延税金負債を控除した額を、純 資産の部に計上する。

³⁸ 資産に対して指数を用いて再評価を行う点を捉えて、実質資本維持会計であったとする文献もある(菊谷 [1998] 34頁)が、資産の種類ごとに指数を用いて再評価を行う点で通常の実質資本維持会計とは異なり、個別の物価指数を用いて個々の資産の維持を図ることから、実態としては「実体資本維持会計に近いもの」(伊藤 [1990] 19頁)となっている。

頁:新井[1993] 14-15頁)のに対し、土地再評価法の場合は、バブル崩壊後の不況を背景に、不況対策の一環として、金融機関の貸し渋り対策と自己資本比率規制対策、あるいは金融システムの安定化を主目的として、政策的に土地の再評価を行うことを許容するものであった(菊谷[1998] 34頁)。

これらのことから、日本では、固定資産の再評価に係る評価差額の会計 は、必ずしも資本維持の観点のみから論じられているわけではなく、むし ろ政策的に資本の維持・充実を目指すものとして捉えられてきた。

他方, 国際会計基準第16号 (IAS16) では, 固定資産に対して原価モデルと再評価モデルの選択適用を認めている (IAS16, par. 29) が, 固定資産に再評価モデルを適用して帳簿価額が増加する場合, 評価差額を再評価剰余金としてその他の包括利益に含めるように定めている (IAS16, par. 39)。これは, 当時の主に英国などのヨーロッパ諸国の実務に配慮して, 1982年3月公表のIAS16に盛り込まれた規定であるとされている (小林 [1993] 156頁;吉田 [2008] 184頁)。当時の資産再評価実務に影響を及ぼした, 当時の英国の会計実務では, 1975年の Sandilands 委員会に端を発したカレントコスト会計に基づく資産の再評価がなされていた。この資産再評価は, インフレに伴う適切な業績報告を目的にしており, 保守主義, あるいは実体資本維持に基づいている (川島 [2008] 67頁)。

これらのことより、固定資産の再評価に係る評価差額の会計は、理論上はひとまず、保守主義や資本維持の考え方との関連で考えるのが合理的であろう。とりわけ、資本維持の考え方が、当該会計問題を検討するための鍵となる。とはいえ、現在の会計制度や、会計学者の議論は、名目資本維持を前提にしていることがほとんどである。名目資本維持を前提にすれば、そもそも固定資産の再評価は必要なく、こうした評価差額が持分になるはずもない。政策的には、保守主義の観点からこうした会計処理を認めることがあるかもしれないが、利益はなるべく少ない方がよいとする保守主義

-50-

の観点からは、最初から固定資産を上方再評価しなければよかろう39。

したがって、当該会計処理の最大の課題は、評価差額の原因となる固定 資産再評価の是非にある。そのうえで、再評価を行う範囲を決め、そして その後に、再評価による評価差額の扱いを決定しなければならない。

しかし、名目資本維持を採れば再評価は起きないし、実質資本維持また は実体資本維持の観点からは、固定資産再評価に係る評価差額は資本維持 修正になる。その意味では、固定資産再評価に係る評価差額の会計問題 は、制度的には各国で相違があるものの、理論的には解決済みといっても よい。

(f) その他の包括利益累計額

概念フレームワークによれば、包括利益とは、持分(純資産)の変動のうち、資本取引によるもの以外のものを指す(FASB [1985] par. 70;ASBJ [2006] 第3章、第8項)。そして、その他の包括利益とは、包括利益のうち純利益に該当しないものを指し、そして、その他の包括利益の期末の累積残高を、日本基準では「その他の包括利益累計額」と呼ぶ。

その他の包括利益は、包括利益の一部ではあるが、純利益の構成要素ではない。そこで、その他の包括利益、およびその他の包括利益累計額の財務諸表上の取り扱いが検討課題となる(中居[2001]21-24頁:池田[2003]107-108頁:池田[2006b]111-112頁)。

まず、その他の包括利益およびその他の包括利益累計額は、受け取る権利や支払義務がないことから、概念フレームワークの資産・負債の定義に合致しないため、資産・負債ではないといえる。

³⁹ 減損処理では、固定資産の簿価を切り下げて減損損失を計上するので、その 意味で減損処理は、利益は小さくすべしという保守主義の考え方とは合致して いる。ただしいずれの減損会計基準でも、保守主義の見地のみから減損処理を 要求しているわけではない。

また、これらの項目は、出資者(所有者)からの出資や、出資者による 出資の引き出しには該当しないので、積極的に株主の持分(株主資本)と 取り扱うことはできない。かといって、利益剰余金に直接増減させるの は、クリーン・サープラスに反する。もし実体資本維持概念をとるならば、 その他の包括利益やその他の包括利益累計額が資本維持修正とみなされる 余地はあるが、現在の会計制度は名目資本維持を前提にしており、多くの 会計学者も名目資本維持を前提に議論を行っていることから、その他の包 括利益やその他の包括利益累計額は資本維持修正とは考えられていない。

その他の包括利益やその他の包括利益累計額を,該当する資産・負債に対する評価勘定とみなせば、上述の区分問題はさしあたり生じないが、これは評価後の資産・負債の金額と評価勘定の金額を両建表示しているだけで、評価していることにはならない(池田 [2006b] 112頁)。ただし、このように評価勘定として処理した場合、リサイクリングを行わないと、評価勘定だけが残り続けることになってしまう。そのため、評価勘定説を採用した場合は、リサイクリングが必須となる。もちろん、制度上はこのような処理を規定していない。なぜなら、その他の包括利益やその他の包括利益累計額が資産・負債の評価勘定であるならば、それらを持分や純資産とする必要はないからである。

これらのことから、制度上、その他の包括利益およびその他の包括利益 累計額は、純利益を前提にした場合には、事実上中間項目とするしかない ような状況にある。ASBJではこのような項目を、新株予約権や少数株主 持分とともに純資産の一項目とするが、株主資本にはしておらず、事実上 の中間項目として扱っている(池田 [2007] 107-108頁)。この点は、純資 産直入を規定する会計基準全般に当てはまる問題であるといえる。

その他の包括利益およびその他の包括利益累計額の会計処理をめぐる課題は、業績概念との関連で論じられる。包括利益を業績であるとして最終の利益とすれば、その他の包括利益は包括利益の一部となるために問題は

-52- 52

ないが、純利益を業績であるとして最終的な利益とするならば、その他の 包括利益およびその他の包括利益累計額は利益にはならないが持分(純資 産)の一部として計上されるため、制度上は前述の中間項目の問題が発生 する。

(g) 劣後債(劣後ローン). 永久債. 享益権

他の債務に劣後する社債を劣後債といい、他の債務に劣後する借入のことを劣後ローンという。劣後債や劣後ローンは法的には債務であるため、通常は負債と扱われるが、金融機関の自己資本比率規制や保険会社のソルベンシー・マージン比率規制では、こうした劣後債や劣後ローンを自己資本 (保険会社の場合はソルベンシー・マージン) に含めることが認められているため、金融機関や保険会社がこうした劣後債や劣後ローンを発行している。

他方、永久債とは、支払期限を持たない社債をいう⁴⁰。永久債や、支払期限を持たない借入は、他の債務に劣後する特性があれば、金融機関の自己資本比率規制や保険会社のソルベンシー・マージン比率規制において、自己資本(保険会社の場合はソルベンシー・マージン)に含めることができる。そのため、金融機関や保険会社は、永久債に劣後的な特性を付した永久劣後債や、支払期限を持たない劣後ローンである永久劣後ローンを発行している。

永久債は、法的には債務であり、日本では負債とされるが、元本に対する支払期限がないことから、負債性に疑義を持つ見解もある(藤井則彦[1997]175頁)。永久債は、金融機関の自己資本比率規制(バーゼルIII)

⁴⁰ これを参考に、負った債務の支払期限を清算時まで延期して、債務を永久債 のようなものにしようとする動き(永久債化)もある。とくに、ゴルフ場運営 会社が、ゴルフ会員権の預託金償還問題を解決する手段として用いている。

や保険会社のソルベンシー・マージン比率規制(ソルベンシー I・ソルベンシーI)では、自己資本ないしソルベンシー・マージンに含めることができたことから、これらの規制では、永久債を負債と同列には扱っていないことがわかる。他方、利息支払義務に着目すると、利息支払義務は永続することから、永久債は負債として扱われる(IAS32, par. AG6)。あるいは、永久債を、「元本返済と利息支払のいずれかを履行しなければならない義務」(池田 [2009] 197頁)であるとみれば、負債となる。

これらの劣後債(劣後ローン)や永久債は、会計においては負債とみなされることが多いが、一方で負債とみなさない文献や規定もあることから、劣後債や永久債の会計的性質については、検討の余地がある。

支払期限がない請求権は永久債のほかにも存在する。ドイツで用いられる亨益権は、株式ではないが、債務としての支払期限を持たない。しかし、亨益権は利益を享受する権利なので、権利の保有者に対しては利益に応じた配当が行われる。法律上は、亨益権は「会社に対する財産上の請求権に関する債務法の契約」(田渕・Bebenroth [2007] 129頁) であるが、支払義務があるとはいえないため負債とはならず、かといって法的には株式ではなく、議決権もない。会計上は、こうした亨益権を表した証券(亨益証券)の扱いを考えなければならない。41。

これらに共通しているのは、法的に債務であるが、他の債務より劣後していたり、支払期限がなかったりすることによって、負債よりも持分(ないし自己資本)に近い性質を持つとみなされることがあるにもかかわらず、法的には株式ではないという点にある。

これらの項目も、主たる問題は負債・持分の区分であるが、それらの問題から派生的に、資本取引・損益取引の区分が生じてくる。というのも、かりにこれらの金融商品が負債ならば、償還時の簿価と償還価額との差額

-54-

⁴¹ 亨益権の会計処理については、五十嵐 [2008] 169-188 頁を参照。

資本・利益の区分を巡る現状と展望

は損益となるが、もしこれらの金融商品が持分ならば、償還時の簿価と償還価額との差額は損益とはならないからである。

6. これまでの議論、および現行制度における負債・純資産・ 株主資本、資本取引・損益取引を巡る問題点 ――解決すべき問題は何か――

ここまでは、資本取引・損益取引の区分を巡る領域を、総論と各論に分けて概観してきた。では残された課題は何であろうか。

(1) これまでの議論の欠陥

これまで、資本取引・損益取引の区分においては、多くの場合、個別の項目を取り上げる形で議論が進んできた。しかし、それらを統合して、全体的な見地から統一的に検討を加えることはあまりなかったといってよい。

他方,総論として,資本取引や損益取引の定義を示し,それを一部の項目に適用しようとした文献もあるが,こうした研究では,そうした解決法を他の項目に適用した場合の検討が不十分であり,やはり全体的な見地から統一的に検討を加える必要がある。

つまり、これまでの研究は、総論と各論を統一的に解決することが不十 分であったといってもよい。

また、資本取引・損益取引の区分に関連した負債・持分の区分についても、根本的な解決策を見いだせない状況にある。国内外の会計制度では、日本の会計制度のように、株主資本以外の純資産という「事実上の中間項目」(池田[2007]113頁)を設置したり、あるいは IASB の討議資料のように、特定項目について本来あるべき処理に反する例外的な処理を設けて対応したりする(池田[2013]110頁)など、全体の項目に対して首尾一貫

した統一的な解決策を打ち出すことができずにいる。また、会計理論上、 こうした会計問題を部分的に解決しようとした文献はあるものの、多種多 様な項目について、統一的な解決を図ることを目的とした研究はあまり多 くない。

(2) 純資産・株主資本概念の問題

企業会計基準第5号では、純資産が「株主資本」と「株主資本以外の各項目」に分けられており、株主資本には純利益が、純資産には包括利益が対応している。そして、純資産を資産から負債を引いた残余とし、株主の権益は株主資本として定義していることから、残余概念と株主権益概念が切り離されている。

しかし、株主権益とは、残余請求権のことであるから、株主権益という 積極的定義と、残余という消極的定義は表裏一体のものであり、本来は切 り離しえないものであることに留意する必要がある(池田 [2007] 109頁)。 株主権益としての意義を持っているのは、純資産ではなく、株主資本である⁴²。

企業会計基準第5号の「純資産の部」における「株主資本以外の各項目」の位置づけを考えた時、株主資本からみれば「株主資本以外の各項目」は事実上の中間項目であり、負債概念に合致しないためにやむを得ず純資産の部に計上しているという側面が強い(池田 [2007] 113頁)。しかし負債と持分の中間項目を認めるとなると、当然その利益計算上の位置づけが問われることになる。そして、これらの中間項目から損益が生じなければ持分と同様の扱いがなされていることになるし、他方、これらの中間

-56- 56

⁴² 企業会計基準第5号について ASBJ が公表した英文サマリー (https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/technical_topics_reports/balance_sheet/bs_e.pdf) では、株主資本は、"owners' equity" と英訳されている。このことから、ASBJ は、株主資本に対して、株主権益という意味を与えているものと考えられる。

項目から損益が生じれば負債と同様の扱いがなされていることになる。結果的に、表示上はどうあれ、利益計算上は負債か持分のいずれかに位置づけるしかない。

他方,純資産から見れば「株主資本以外の各項目」は純資産の一部であるが,株主資本以外の各項目は雑多な項目が混入している。したがって,純資産は資産から負債を引いた計算上の残余というにすぎず,それ以上の意味は存在しない。

ここで議論を要する課題は、出資者権益概念と残余概念を切り離すべき か否か、もし両者を切り離すならその必要性は何か、という点である。これは持分概念の定義のあり方とも関連する。

(3) 2つの業績概念

現在の会計基準では、包括利益と純利益を公表しなければならない。日本では、純利益を業績とみなし、包括利益はたんに表示の対象となっているに過ぎない。これに対し、包括利益を業績とみなし、純利益を表示せず、包括利益への一本化を目指す動きは、IASBを中心に頻繁に繰り返されてきた。しかしながら、包括利益への一本化に対しては反対が強く、現在では、IASBも包括利益と純利益の併存を認める方向で議論を進めている(IASB [2013] par. 8.22)。ここから、業績概念の選択問題が生じる。

包括利益は、純利益とその他の包括利益の合計である。包括利益は持分の変動であるから、その他の包括利益も持分の変動に当たる。包括利益を業績とみた場合は、その他の包括利益は業績の一部を構成するため、クリーン・サープラスが問題になることはない。しかし、純利益を業績とみなせば、その他の包括利益や、その累積額であるその他の包括利益累計額は、制度上はいわゆる純資産直入項目であることから、クリーン・サープラスが攪乱されるという批判はありうる。

そして、IFRSでは、その他の包括利益にすべき項目の中にリサイクリ

ングを認めないものがある。リサイクリングを行わなければ、純利益の性質がこれまでとは変質し(倉田 [1999] 54-55頁)、名称は純利益であっても、本来の純利益、すなわち原価実現主義に基づいた利益であるとはいえなくなってしまう。なぜなら、リサイクリングは、一組の勘定体系の中で、包括利益を公表しながら従来の純利益を温存するための簿記・会計上の技法であるためである(池田 [2006b] 123頁)。

これらのことから、業績概念の選択問題は、その他の包括利益が損益なのか純資産直入項目なのかといった、その他の包括利益の位置づけに関する説明を変化させることがわかる。これは見方を変えれば、その他の包括利益を発生させる取引⁴³に係る、資本取引・損益取引の区分の問題であるともいえる。

そして、その他の包括利益およびその他の包括利益累計額として計上したすべての項目をもれなくリサイクリングしなければ、純利益の性質が変わってしまう。リサイクリングの要否も、業績概念の選択問題と関連して検討する必要がある。

(4) 資本維持の位置づけ

本来, 評価差額の会計処理においては, 資本維持概念の選択が議論の行 方を左右する。

英国の固定資産再評価実務のように、再評価に係る評価差額を再評価積 立金として持分に含めるのは、実体資本維持概念に基づくカレントコスト 会計を適用したものである。また、日本の資産再評価法などで適用された 固定資産の再評価も、政策的なものであったとはいえ、一応理論上は実体

-58- 58

⁴³ 注1で述べたように、ここでは取引を資産・負債・持分の変動をもたらす事 象と定義し、交換に限定していないため、期末における評価や換算なども、資 産・負債・持分の増減をもたらすものとして、取引に含まれる。

資本維持概念で説明されていた。

他方,土地再評価法は、金融機関の資本増強と、金融機関の貸し渋り対策といった政策的な目的で行われたものであり、それにより計上される土地再評価差額金も、資本維持概念など、特段の理論的根拠があったわけではなかった。また、売買目的有価証券やその他有価証券の時価評価は、名目資本維持概念の下で行われている。

このように、採用すべき資本維持概念を決めたとしても、そこから測定 属性が一意的に決まるわけではないが、資本維持概念が、測定属性の選 択、あるいは評価差額の会計処理を方向付けることはありうる。

資産の時価評価に伴う評価差額の扱いを巡っては、ひとまず資本維持概念の選択を考察する必要はあるものの、現在の会計制度や会計理論は、さしあたり名目資本維持概念を前提にすることが多い。大半の会計処理を名目資本維持概念で構築しておきながら、一部の項目について別の資本維持概念を選択したのでは、ご都合主義との批判を免れえない。

(5) 負債概念の適用に係る問題

会計上,負債の定義は,負債の認識を検討する上で最も重要な要素の1つであると見られている。そして現在では,各国の概念フレームワークにも見られるように,「将来資産を引き渡したり,用役を提供したりする現在の義務から生じる,将来の経済的便益の犠牲」(FASB [1985] par. 35)といった,「義務 (obligation)」を基礎とした定義が定着しているようである。

しかし、資本取引・損益取引の区分に関連して、負債・持分の区分の会計問題を考えるに当たり、上述の義務を基礎とした負債の定義を適用する際、自社株式の交付によって決済する義務は、すべて負債となるのか、それともすべて負債ではないものとして扱われるのか(池田 [2010b] 101頁)。また、当該義務の一部が負債になり、一部が負債にならないとすれ

ば、自社株式の交付によって決済する義務を負債とする要件は何か(池田 [2010b] 101頁)。また、決済手段として現金等の資産と自社株式との選択を権利保有者に認めている場合、義務を負う側は資産か自社株式で決済する義務を負っている。かかる決済手段の選択がある場合、負債の定義をどのように適用するかが問題になる。

これは、負債の定義を適用する際の、自社株式交付義務に対する捉え方の問題である。自社株式が資産でないとみて、自社株式交付義務を負債でないとみるか、自社株式の交付から生じる資産を犠牲にする義務とみて自社株式交付義務を負債とみるかの議論が必要となってくる。

また、負債の定義を機械的に適用すると、株式や出資であっても負債になることがある。これについては協同組合出資金などを含むプッタブル金融商品の会計処理において問題になり、IASB は協同組合などからの反対を受けて、上述の項目については、機械的に負債の定義を適用すれば負債になるが、概念フレームワークに「例外」(IASB [2013] par. 5.57)を設け、プッタブル金融商品(協同組合出資金などを含む)を持分にすることで、解決を図ろうとしている。

あるいは、劣後債・永久債・亨益権などのように、支払期限がなかったり、他の債務より劣後したりすることで、負債よりも持分(ないし自己資本)に近い性質を持つとみなされることがあるにもかかわらず、法的には債務であって株式ではない項目を、負債の定義をクリアしていないのであれば何でも持分にするのかが問われる。

負債・持分の区分において、持分を資産から負債を引いた残余として捉えるならば、両者の区分にとっては負債の定義が重要なメルクマールとなるが、そうすると、負債の定義を機械的に適用してもよいかという点が、課題となってくる。理論的には、負債の定義を決めたら、それを機械的に適用するのが本来のあり方ではあるが、そうすると、残余として算定される持分の性質を説明しなければならない。負債の定義を機械的に適用する

-60-

と、様々な項目が持分として発生することになるが、そこで生じる持分項目について共通の性質を説明できなければ、持分はゴミ箱となり、そこから生じる利益の性質も不明瞭なものとなってしまう。負債・持分の区分が解決困難な課題(アポリア)とされる最大の理由は、この点にあるのではないかと考えられる。

(6) 会計目的と持分概念, 持分概念と資本取引との関係

持分概念は、会計の利益計算の基礎になるものである。出資等によって 持分が形成されてはじめて、それに対する増減としての利益を計算するこ とができる。したがって、持分概念を画定することは、会計の利益計算の 体系を構築する上で、必要となる(池田 [2011a] 29頁)。

持分概念は、その背後に利益の帰属主体としての会計主体がある。そして、会計主体は前提とする会計目的から演繹される。どのような利益を算定するかは、その会計目的に左右されるからである(池田 [2011a] 29頁)。そして持分の変動が資本取引と損益取引に分けられ、最終的に利益が計算される。

このように考えると、資本取引・損益取引の区分を明らかにするためには、会計目的一会計主体一持分概念—資本取引の関係を考慮に入れなければならない⁴⁴。

44 会計目的一会計主体一持分概念の関係を意識した研究に、Staubus の投資家主体説がある。それによれば、投資家に対する情報提供を会計目的とするならば(Staubus [1961] p. 11),最劣後の請求権者が会計主体であり、彼らが会社に有する請求権が持分となるが、それは残余請求権である(Staubus [1961] pp. 19-20)。投資家は残余請求権に強い関心を示す(Staubus [1961] p. 22)が、残余請求権に最も強い関心を持つのはそれを有する最劣後請求権者である。したがって彼らの残余請求権こそが持分であるとして、持分=資産-負債-優先株主持分という算式を提示する(Staubus [1961] p. 26)。

(7) 資本取引および株主取引を巡る問題

---資本取引は株主取引と同義か---

これまで、会計理論や会計制度は、資本取引を株主との取引、すなわち 株主取引に限定する方向で進んできた(梅原 [2005] 39頁)。この方向性 は、日本の制度では株主資本と純資産の併存と純利益と包括利益の併存に よって、必ずしも当てはまるとはいえなくなっているが、海外の概念フ レームワークなどでは依然として維持されている。

しかし、資本取引は株主取引と同義なのであろうか。そして、資本取引は株主取引をすべて包含するのであろうか。株主による出資の中には、持分の変動ではなく負債の変動に当たるものも含まれると考えられる(Nair et al. [1990] p. 38)ため、株主取引を資本取引とイコールとするのは適切ではない。また、株主との取引の中には、株主を顧客とする商品の販売や、株主優待の給付のように、制度上資本取引ではないものもある。制度上は、株主取引とは、株式が法的に持つ金銭に関する権利、すなわち「株主の自益権に基づく、株主と会社との(間の)資産・負債の移動」(池田[2008a] 111頁、括弧内は池田が補足)であり、それが資本取引に包含されていると解される。しかし、こうした考え方は、資本取引や株主取引を法的に捉えた場合に成り立つものであって、資本取引や株主取引の要件を法的な条件に依拠しない場合には、採りえない。

このようなことから、資本取引と株主取引との関連のあり方に関する検 討課題として、本稿では以下の2点を指摘しておきたい。

- ①資本取引と株主取引とは同義か
- ②資本取引に株主取引は包含されるか

(8) 持分概念に関する問題

――持分は所有者(株主,出資者)の残余請求権でよいか―― 前節でみた資本取引と株主取引の関連に関する2つの検討課題は,持分 概念のあり方とも関連する。仮に資本取引と株主取引が同じものなら、そ こでの持分概念は株主(所有者)の請求権であることが想定されている。

これまで、持分概念は、所有者(株主、出資者)の残余請求権という定義が与えられることが多かった。しかし、持分を所有者(株主、出資者)の残余請求権であるとすると、享益権などは、所有者(株主、出資者)の請求権でもなく負債でもないことになってしまう。こうした項目を負債にすることも持分にすることもできないし、かといって負債と持分の中間項目を設置するとなると、その中間項目に適した利益概念を新たに定義する必要があり(FASB [1990] pars. 208-209)、また、そこから生じる償還差額や利息・配当等の会計処理を考慮する必要が生じる(徳賀 [2003] 22頁)。また、中間項目に共通する性質を説明する必要性がある(徳賀 [2000] 98-99頁)。

持分は,所有者(株主,出資者)の残余請求権と定義してよいか(池田 [2010c] 22頁)。この課題を解決しなければ,資本取引・損益取引の区分も負債・持分の区分も,解決しないであろう。

(9) 持分の測定問題――持分の測定はどのように行うか――

持分を資産から負債を控除したものであるとすると,「持分の認識規準は資産・負債の認識規準に依存する」(AARF [1995] par. 92) ので,これを敷衍すると、持分の金額も資産・負債の金額に依存して決定される。

確かに、会計基準の中には、企業結合におけるパーチェス法(取得法)や、株式報酬の会計処理のように、持分として計上する金額を、資産・負債から独立して決定することを要求するものもある。しかし会計基準の中で、持分の金額を資産・負債から独立して決定できるケースは限定的であり、交付した自社株式の公正価値の方が、受け入れた資産や減少した負債の価値よりも目的適合的な測定ができるとか、あるいは信頼性を持って測定できるとかいう場合に限られている。いわば例外的に認められているに

過ぎない。その意味で、持分の測定額は、資産・負債に依存して決まるの が原則であるともいえる。

これに対し、既存株主や残存株主といった「所有者」の立場に依拠して、株式交付時の既存株主と新株主の間の富の移転や、自社株買いにおける残存株主と退出株主との間の富の移転によって、既存株主または残存株主に生じる損失を、損益計算書に計上しようとすると、必然的に、持分の増減額をその時点での株価によって測定することになる。また、デット・エクイティ・スワップが生じた時や、転換社債型新株予約権付社債の転換が生じた時に、それに伴う損益を計上することになると、増加する持分の金額を、それらの事象が生じた時点での株価で測定することになる。

しかし、これらの損益は株主全体に生じたものではなく、株主全体の立場からは損益は生じない。個別の株主に生じた損益であれば、株主が個人の帳簿に損益を計上すればよく、会社の損益とするのは無理があり、企業実体の公準に反している(池田 [2011b] 85頁)。

このように、現行の株式会社会計においては、持分を、受け入れた資産や減少した負債の価値から独立して、交付する自社株式の交付時点の時価で測定することは、原則としては認められない。交付時点での時価は、受け入れた資産や減少した負債の価値とは無関係であるし、また、その後の時価の変動で無意味になってしまう。かといって、時価評価を推し進めて、持分を毎期の決算時点で時価評価するのは、そもそも株式会社会計に反した、無意味な会計処理である(高寺 [2002] 108頁; 秋葉 [2011] 79-81頁)。

(10) 分離と結合——契約をどう捉えるか——

契約の中には、複数の構成要素を持つものもある。とくにデリバティブ 契約では、複数の構成要素を様々に組み合わせることによって、多くの種 類の契約が生み出されている。また、リース契約でも、物件の賃貸借契約

-64-

のほかに、メンテナンス契約のようなサービス契約などが組み合わせられることもある。

そこで、契約を、構成要素に分離して会計処理する構成要素アプローチが、いくつかの会計基準で規定されている。日本の会計基準を例にいくつか挙げてみると、金融資産の認識中止(消滅の認識)は、財務構成要素アプローチで処理する(企業会計基準第10号、第12項)。また、複数の金融商品の組み合わせから成る複合金融商品のうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として区分処理せず、「一体として処理する」(企業会計基準第10号、第40項)が、当該複合金融商品の中に、組み込みデリバティブがある場合は、条件を満たせば区分処理しなければならない(企業会計基準適用指針第12号、第3項)。転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債は、区分法で処理しなればならないが、転換社債型新株予約権付社債は、区分法と一括法の選択を認めている(企業会計基準第10号、第36項、第38項)。

こうした構成要素アプローチを適用すると、転換社債型新株予約権付社 債に対しては社債と新株予約権に分解して会計処理しなければならないこ とになるし、プッタブル株式であれば株式と償還オプションに分解して会 計処理しなければならない(AAA [1993] p. 109)ことになる。

とはいえ、こうした区分処理に対する態度には各基準で相違があり、IAS32では転換社債に対して区分法を規定しているが、米国基準では、転換社債は、転換権が契約日においてイン・ザ・マネーの状態にあり、価値を持つ場合は、区分法で処理する(ASC、par. 470-20-25-5)が、それ以外の場合、すなわち転換権が価値を持たない場合は、一括法で処理する(ASC、par. 470-20-25-12)。こうした構成要素アプローチの可否は、契約に対する捉え方によって異なっている。一括法の支持者が、転換社債型新株予約権付社債を、社債と新株予約権が分離できない一体の金融商品とみなすのに対し、区分法の支持者は転換社債型新株予約権付社債を、社債と

新株予約権がそれぞれ独立の性質を持ち、それぞれが個別の価値を持つものとみなしている。

他方で、複数の構成要素を一体のものとみなして会計処理することも主張される。FASBの予備的見解では、複数の独立型(freestanding)の金融商品のうち、以下の(a)(b)の条件を満たす場合は、「結合(linkage)」して「あたかも一つの金融商品であるかのように区分し、測定する」(FASB [2007] par. 41)ことを提案している。

- (a) 同じ契約の一部である場合, すなわち, それらの金融商品が契約上結びついており, そして, 同じ当事者ないし関連当事者との間でほぼ同時に契約が交わされ, かつ単一の金融商品でも同じかそれ以上に簡単に達成できる全体の経済的帰結を, それらの金融商品の組み合わせによって達成する場合(FASB [2007] par. 43)
- (b) それぞれの金融商品を独立して報告することで、純利益および持分の金額が、同じ結果をもたらす単一の比較可能な金融商品の会計処理から生じる金額とは異なる場合(FASB [2007] par. 43)

この規定は、金融商品を組み合わせて契約を構成して、ある単一の金融商品と同様の経済的効果を得ながら、企業にとって都合のよい会計処理を生み出す行為であるストラクチャリングへの対策として打ち出されたものである(FASB [2007] par. 42)。しかし、この結合も、規定するのは容易であるが、実際に適用するのは困難であろう。なぜなら、こうした結合を含め、構成要素への分離や負債・持分の区分は、「個々の金融商品または結合した金融商品の実質(substance)に依存している」が(FASB [2007] par. 44)、実質の捉え方は論者によって異なるからである。

これらの課題を解決するには、契約に対する分析が必要となるが、契約 に対する捉え方が論者により異なるので、議論が錯綜している。

また、契約の中で、複数の取引が連続的に生じることがある。これをひ とまとめの契約として全体を資本取引または損益取引であるとみなす見解

-66-

資本・利益の区分を巡る現状と展望

もあるが、他方で、これらは別々の時点で生じた取引であるとして個々の 取引ごとに資本取引や損益取引の定義を当てはめるべきだとする見解もあ る。これについては、株式交付費を例に取り上げて説明したい。

株式交付費は株式の交付の際に生じる付随費用であるが、株式交付費の支払いは、株式の交付という取引とは別の時点で生じている。そこで、株式交付の取引と株式交付費の支払取引を一連の資本取引と考えれば、株式交付費は拠出資本からの控除となる。他方、株式交付費の支払取引と株式交付取引を別々の時点に生じた別個の取引とみなせば、株式交付取引は株主と会社の間の資金と株式の交換であるから資本取引であるが、株式交付費の支払取引は株主と会社の間の資金のやり取りではないので損益取引になる。IFRS や米国基準は前者の考え方に立ち、日本基準は後者の考え方をとる。

この課題も、契約をどう捉えるかに係っているが、やはり契約に対する捉え方が論者により異なるので、議論が収束しない。

7. おわりに

本稿における前節までの整理によって、資本取引・損益取引の区分の会計問題を解決するには、以下の手順を踏む必要がある。

A. 総論

①会計目的と持分概念の関係、および持分概念と資本取引との関係

まず、会計目的を措定し、会計目的から誰のための利益を算定するのか といった会計主体を決める。そして、会計主体に見合った持分概念を定義 した上で、持分の変動を資本取引と損益取引に分ける必要上、会計主体た る者との取引として、資本取引を定義する必要がある。

②持分概念や資本取引の定義に関する課題

-67 — -67 —

持分概念は利益計算の上で基礎となる概念である。この持分について、 持分は何の意味もない単なる残余でよいか、それとも何らかの意味を持た せるべきかを明らかにする。

また、持分とは株主請求権と同義でよいかを検討する。これに関連して、資本取引と株主取引との関連を明らかにし、資本取引と株主取引が同義でよいかを明らかにする。

しかし持分の定義は、負債の定義との兼ね合いを考慮しなければ、負債でも持分でもない項目や、負債でも持分である項目を生み出しかねない。 そこで、負債の定義と持分の定義との関連を検討し、負債の定義と持分の定義との間に矛盾がないようにしなければならない。

持分が定義でき、認識規準が整備されたとしても、測定の方法を検討しなければならない。ここでは、持分の測定の方法として、受け入れた資産や免除された負債の額で測定するか、それともその時点での持分の公正価値(株価など)によって測定するかを検討する必要がある。

③利益概念と利益計算の課題

会計においては、最終的に利益を計算し、公表する必要がある。利益とは会社の業績であるが、その業績をどう捉えるかによって、選択する利益概念が異なる。したがって、業績に対する考え方を整理して、一定の業績概念を念頭に置かなければならない。また、現在では、純利益と包括利益といったように、複数の利益概念が混在しているが、これについても、複数の利益概念の併存を認めるか否かを検討しなければならない。

そして、利益計算に関連して、資本維持概念としてどのような資本維持概念を選択するかを明らかにする。

④負債概念の課題

かりに資産から負債を引いた残余が持分であるならば、持分を決めるに は負債を画定させなければならない。その場合、持分の画定には負債の定 義が重要となる。そこで、負債の定義について明らかにする必要がある。

-68-

資本・利益の区分を巡る現状と展望

また,負債を巡っては、その定義の具体的な適用方法についても明らかにしておかなければならない。とりわけ、株式により決済する義務が負債に当たるのか持分に当たるのかを,負債の定義に照らして明らかにする必要がある。

⑤契約をどう捉えるか

複数の構成要素から成る契約(デリバティブ契約など)や、複数の取引から成る一連の契約(株式交付取引と株式交付費の支払取引、あるいは売建オプション料の受取取引とオプションに伴う義務の履行に係る取引)などは、それを分解ないし結合する必要があるか否かを検討しなければならない。そこでは、構成要素ごとの分離と、構成要素の結合に関連して、契約をどのように捉えるかを検討する必要がある。

B. 各論

上述のように、総論では、負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分に関する規準を設定する必要がある。そして、総論で得られた結論、すなわち負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分に関する規準を、具体的に各論に展開し、各論における個々の問題に対する結論を得る。ただしその際に、個々の問題に対して下したさまざまな結論の間に、首尾一貫性がなければならない。ある問題は考え方aで結論を出しているのに、別の問題では考え方aと全く異なる考え方bで結論を下すといったことは、結論の首尾一貫性を損ねる結果を招くため、論理的にはあってはならない。

これらの課題を相互に矛盾なく解決するのは、かなり困難であり、それゆえに資本取引・損益取引の区分は、解決が困難な課題(アポリア)であるとされる。しかし、解決が困難な理由を明らかにし、少しずつ解決を図ることによって、学問の進展がある。

参考文献

- 秋葉賢一 [2010] 「資本の時価評価」『企業会計』第62巻第1号, 2010年1月, 77-81頁。
- 浅倉和俊 [2008] 「国庫補助金・工事負担金・保険差益」石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題』中央経済社、159-178頁。
- 浅羽二郎 [1983] 『会計測定構造の基礎』中央経済社。
- 新井清光 [1965] 『資本会計論』中央経済社。
- 新井清光 [1993] 「資産再評価をめぐる諸問題」『税経通信』第48巻第5号, 1993 年4月, 13-23頁。
- 新井清光 [2000] 『新版財務会計論(第5版)』中央経済社。
- 飯野利夫 [1956] 「保険差益の性格」 『産業経理』 第16巻第4号, 1956年4月, 105-109頁。
- 五十嵐邦正[2008]『資本会計制度論』森山書店。
- 池田幸典 [1999] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題(1)」 『経済論叢』 第164巻第2号, 1999年8月, 66-86頁。
- 池田幸典 [2000] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題(2) | 『経済論叢』第165巻第3号、2000年3月、47-67頁。
- 池田幸典 [2001] 「資本・利益の計算問題と金融商品会計」『日本簿記学会年報』 第16号, 2001年8月, 59-65頁。
- 池田幸典 [2003] 「包括利益会計における会計的認識問題とその理論的含意」 『企業会計』 第55巻第11号, 2003年11月, 106-113頁。
- 池田幸典 [2006a]「負債・持分の区分の規準の諸相」『高崎経済大学論集』第48 巻第4号, 2006年3月, 143-156頁。
- 池田幸典 [2006b] 「リサイクリングの簿記的考察とその理論的含意」『産業研究』 第41巻第2号, 2006年3月, 109-125頁。
- 池田幸典 [2007] 「ASBJ 『純資産の部』の特徴」『高崎経済大学論集』第49巻第 3・4合併号、2007年3月、105-115頁。
- 池田幸典 [2008a] 「資本取引概念と資本取引・損益取引の区分」『會計』第173巻 第3号、2008年3月、104-114頁。
- 池田幸典[2008b]「株式交付費の会計」『高崎経済大学論集』第51巻第2号, 2008年9月, 1-14頁。
- 池田幸典[2009]「永久債の会計処理」笠井昭次先生古稀記念論作集編集委員会編『笠井昭次先生古稀記念論文集』慶應義塾大学出版会,2009年12月,189-200頁。
- 池田幸典「2010a」「金融商品会計における負債と持分の区分規準の変容」「産業

-70-

資本・利益の区分を巡る現状と展望

- 経理』第70巻第1号,2010年4月,63-72頁。
- 池田幸典[2010b]「負債の定義の解釈および適用についての考察」『財務会計研究』第4号、2010年5月、99-115頁。
- 池田幸典 [2010c]「負債および持分の概念規定のあり方を巡る検討」『會計』第 177巻第6号, 2010年6月, 15-27頁。
- 池田幸典 [2011a] 「会計目的と持分概念の関係のあり方に関する検討」『高崎経済大学論集』第54巻第1号、2011年6月、29-37頁。
- 池田幸典 [2011b] 「株主間の富の移転の会計処理」『日本簿記学会年報』第26号, 2011年7月,80-87頁。
- 池田幸典 [2012] 「資本・利益の区分を巡る概念整理」『會計』 第182巻第1号, 2012年7月, 39-52頁。
- 池田幸典[2013]「財務諸表における構成要素の定義・認識の検討方向」藤井秀 樹編著『国際財務報告の基礎概念』中央経済社,105-132頁。
- 池村恵一 [2004] 「株主持分希薄化の会計」『商経論集』第87号, 2004年12月, 1-15頁。
- 生駒道弘 [1986] 『株式時価発行の理論』千倉書房。
- 石川鉄郎・北村敬子編著 [2008] 『資本会計の課題』中央経済社。
- 伊藤邦雄 [1990] 「資産再評価の『再評価』」『企業会計』第42巻第12号, 1990年 12月, 14-22頁。
- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』 岩波書店。
- 稲垣冨士男 [1976] 「会計上の資本と利益を考える」 『会計人コース』 第11巻第5号, 1976年4月, 12-23頁。
- 井上良二 [2007] 「国庫補助金」安藤英義・伊藤邦雄・廣本敏郎・新田忠誓編集 代表『会計学大辞典(第5版)』中央経済社、496頁。
- 上田貞次郎 [1917] 「会社の課税に関し疑問となりたる二つの点」 『會計』 第1巻 第2号, 1917年5月, 16-31頁。
- 上田貞次郎 [1920] 「株金のプレミアムは利益にあらず」 『會計學論叢』 第5集, 1920年6月, 1-8頁。
- 烏賀陽然良[1920]「額面超過金額と所得税賦課問題」『會計學論叢』第5集, 1920年6月,9-23頁。
- 内池廉吉 [1920]「『プレミアム』の課税に就て」『會計學論叢』第5集, 1920年 6月, 65-69頁。
- 内川菊義 [1958] 「株式プレミアムと創業利得」『會計』第74巻第2号, 1958年 8月, 75-88頁。
- 内川菊義 [1984] 「その他の資本剰余金に関する一考察」 『同志社商学』 第36巻第

- 2号, 1984年8月, 1-38頁。
- 梅原秀継 [2005] 「会計理論からみた資本の部の変容」 『企業会計』 第57巻第9号, 2005年9月, 34-41頁。
- 江頭憲治郎[2011]『株式会社法(第4版)』有斐閣。
- 江村稔 [1959] 「資産持分と資本持分」『會計』 第76巻第3号, 1959年9月, 31-44頁。
- 江村稔 [1969] 「資本と利益の区別について」 『会計人コース』 第4巻第1号, 1969年1月, 10-16頁。
- (営地隆継 [2010] 「資本を巡る解釈の問題」『企業会計』第62巻第1号,2010年 1月,87-91頁。
- 岡部利良 [1958] 「会計学上の資本と利益 二」 『會計』 第73巻第2号, 1958年2月, 77-96頁。
- 岡部利良 [1964]「資本と利益の区別の基準(二)」『會計』第85巻第6号, 1964年 6月, 80-93頁。
- 加井久雄 [1997] 「転換社債の区分経理における実質優先の論理」 『産業経理』 第 57巻第3号、1997年10月、135-143頁。
- 椛田龍三「2001」『自己株式会計論』白桃書房。
- 河合信雄[1983] 『財務諸表新論(第3版)』 東洋経済新報社。
- 川島健司 [2008] 「イギリス会計基準における資産価値評価」 『経営志林』 第44巻 第4号、2008年1月、59-70頁。
- 神田秀樹[2013]『会社法(第15版)』弘文堂。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会 [1951] 『商法と企業会計原則との調整に関する意見書』企業会 計審議会。
- 企業会計審議会 [1952] 『税法と企業会計原則との調整に関する意見書』企業会 計審議会。
- 企業会計審議会 [1999a] 『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』企業 会計審議会。
- 企業会計審議会[1999b]『金融商品に係る会計基準』企業会計審議会。
- 菊谷正人 [1998]「土地再評価法管見」『JICPA ジャーナル』 第10巻第8号, 1998年8月, 34-39頁。
- 倉田幸路 [1999] 「包括利益をめぐる諸問題」『産業経理』 第59巻第1号, 1999 年4月, 47-56頁。
- 黒澤清「1982」『解説企業会計原則』中央経済社。

-72- 72

資本・利益の区分を巡る現状と展望

古賀智敏 [1999] 『デリバティブ会計(第2版)』森山書店。

小林秀行 [1993]「第16号 有形固定資産の会計」稲垣冨士男編著『国際会計基準(増補版)』同文館、150-159頁。

齋藤真哉[1999]『税効果会計論』森山書店。

斉藤由理子・重頭ユカリ「2010」『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社。

阪本安一「1984」 『全訂財務諸表論』 税務経理協会。

佐藤信彦 [2013] 「財務会計の基礎概念(1)」佐藤信彦・河﨑照行・齋藤真哉・柴 健次・高須教夫・松本敏史編集『スタンダードテキスト財務会計論 I 基本 論点編 (第7版)』中央経済社,1-29頁。

嶌村剛雄「1974」『新企業会計原則の解説』全経出版会。

嶌村剛雄「1985a」『会計制度史料訳解』白桃書房。

嶌村剛雄「1985b] 『会計原則コンメンタール(増補改訂版)』中央経済社。

嶌村剛雄[1989]『会計学一般理論』白桃書房。

高須教夫 [1996] 『連結会計論』 森山書店。

高寺貞男「1995」『複雑系の会計学』三嶺書房。

高寺貞男「2002」『会計と市場』昭和堂。

高松和男「1969」『持分会計論』森山書店。

田尻常雄 [1920]「プレミアム課税に就て」『會計學論叢』第5集, 1920年6月, 24-36頁。

田中建二 [2006] 「会計上の資本の内と外」『會計』第169巻第4号, 2006年4月, 1-12頁。

田渕進・Ralf Bebenroth [2007] 「メザニン資本とドイツ中小企業金融」『大阪経 大論集』第57巻第5号, 2007年1月, 125-140頁。

丹波康太郎 [1957a] 『資本会計』中央経済社。

丹波康太郎 [1957b] 「社債転換および株式転換の会計処理」 『産業経理』 第17巻 第4号、1957年4月、32-38頁。

辻山栄子 [2007] 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社、135-153頁。

徳賀芳弘 [2000]「負債会計と資本会計」井上良二編著『制度会計の論点』税務 経理協会、91-99頁。

徳賀芳弘 [2003]「負債と資本の区分」『企業会計』第55巻第7号, 2003年7月, 18-25頁。

中居文治 [2001] 「評価損益に対する会計処理方法の理論的根拠の検討」『日本簿 記学会年報』第16号,2001年8月,21-25頁。

73

中村忠[1973]『資本会計論(増補版)』白桃書房。

名越洋子 [1993]「条件付き新株発行の会計問題」『東京大学経済学研究』第36 号、1993年12月、8-15頁。

西村幹仁 [2001] 『税効果会計の理論』同文舘。

野口晃弘 [2003] 「デット・エクイティ・スワップ」 『企業会計』 第55巻第7号, 2003年7月,42-47頁。

長谷川茂男 [2013] 『米国財務会計基準の実務 (第7版)』中央経済社。

藤井則彦「1997」『日本の会計と国際会計(増補第3版)』中央経済社。

藤井秀樹「1997」『現代企業会計論』森山書店。

堀越芳昭 [2009]「国際会計基準・払戻可能出資金の資本要件」『研究年報社会科学研究』第29号、2009年2月、71-92頁。

前田庸[2009]『会社法入門(第12版)』有斐閣。

増子敦仁 [2008]「自己株式」石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題』中央 経済社、133-158頁。

松本敏史[1997]「特定引当金問題再考」『東北学院大学経理研究所紀要』第7号, 1997年3月,27-42頁。

万代勝信 [2007] 「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論」『企業会計』第 59券第2号、2007年2月、18-24頁。

森田哲彌[1979]『価格変動会計論』国元書房。

矢沢淳[1981]『企業会計法の理論』有斐閣。

弥永真生·足田浩 [1997] 『税効果会計』中央経済社。

山下勝治[1964]『新版企業会計原則の理論』森山書店。

山田純平 [2009]「負債・持分識別問題の新展開と資本会計」『會計』第175巻第 3号,2009年3月,66-79頁。

吉田直美 [2008] 「固定資産再評価積立金」石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題』中央経済社、2008年12月、179-189頁。

米山正樹 [2007] 「売建自社株オプションの会計処理」 『會計』 第172巻第3号, 2007年9月, 28-42頁。

米山正樹「2008」 『会計基準の整合性分析』 中央経済社。

渡邊善藏 [1920] 「額面超過額は益金なり」『會計學論叢』第5集, 1920年6月, 263-282頁。

Accounting Principles Board (APB) [1966] Omnibus Opinion-1966, Accounting Principles Board Opinion No. 10, American Institute of Certified Public Accountants. (日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会, 1978年)

-74-

- APB [1969] Accounting for Convertible Debt and Debt Issued with Stock Purchase warrants, Accounting Principles Board Opinion No. 14, American Institute of Certified Public Accountants. (日本公認会計士協会国際委員会 訳『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会, 1978年)
- APB [1970] Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises, Statement of the Accounting Principles Board No. 4, American Institute of Certified Public Accountants. (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館, 1973年)
- American Accounting Association (AAA) [1948] "Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements: 1948 Revision," *The Accounting Review*, Vol. 23, No. 4, October 1948, pp. 339–344. (中島省吾訳編『増訂 AAA 会計原則』中央経済社,1972年)
- AAA's Financial Accounting Standards Committee [1993] "Response to the FASB Discussion Memorandum 'Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both'," *Accounting Horizons*, September 1993, Vol. 7, no. 3, pp. 105–113.
- AAA's Financial Accounting Standards Committee [2001] "Evaluation of the FASB's Proposed Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both," *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 4. December 2001, pp. 387–400.
- American Institute of Accountants Committee of Terminology [1953] Review and Résumé, Accounting Terminology Bulletin No. 1, American Institute of Accountants.
- Anthony, R. N. [1984] Future Directions for Financial Accounting, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房, 1989年)
- Australian Accounting Research Foundation (AARF) [1992] Definition and Recognition of the Elements of Financial Statements, Statement of Accounting Concepts No. 4, AARF.
- AARF [1995] Definition and Recognition of the Elements of Financial Statements, Statement of Accounting Concepts No. 4 (reissued), AARF.
- Balsam, S. [1994] "Extending the Method of Accounting for Stock Appreciation Rights to Employee Stock Options," Accounting Horizons, Vol. 8, No. 4, December 1994, pp. 52–60.
- Baxter, G. C. and J. C. Spinney [1975] "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory," *CA Magazine*, Vol. 106, No. 1, January 1975, pp. 31–36.

- Clancy, D. K. [1978] "What is a Convertible Debenture?: A Review of the Literature in the U.S.A.," *Abacus*, Vol. 14, No. 2, December 1978, pp. 171–179.
- Emerging Issues Task Force (EITF) [1987] *Sale of Put Options on Issuer's Stock*, Issue Summary/Minutes, Issues No. 87–31, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1976] an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, Discussion Memorandum. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年)
- FASB [1984] Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年)
- FASB [1985] *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年)
- FASB [1990] an analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both, Discussion Memorandum, FASB.
- FASB [1991] an analysis of issues related to Consolidation Policy and Procedures, Discussion Memorandum, FASB.
- FASB [2000] Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both, Exposure Draft, FASB.
- FASB [2003] Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity, Statement of Financial Accounting Standards No. 150, FASB.
- FASB [2007] Financial Instruments with Characteristics of Equity, Preliminary View, FASB.
- Ford, A. [1969] "Should Cost be Assigned to Conversion Value?," *The Accounting Review*, Vol. 44, No. 4, October 1969, pp. 818–822.
- Hendriksen, E. S. and M. F. van Breda [2001] *Accounting Theory*, International edition, 5th edition, McGraw-Hill.
- Hilferding [1923] Das Finanzkapital, Wiener Volksbuchhandlung. (林要訳『金融資本論 1 (改訳版)』『金融資本論 2 (改訳版)』大月書店, 1964年;岡崎次郎訳『金融資本論 (上)(下)(改版)』岩波書店, 1982年)
- International Accounting Standards Board (IASB) [2007] Project: Accounting

-76-

資本・利益の区分を巡る現状と展望

- for Emissions Trading Schemes, Subject: Agenda Priority Decision, Agenda Paper 5B, Information for Observers, 12 December 2007, IASB.
- IASB [2008] Financial Instruments with Characteristics of Equity, Discussion Paper, IASB.
- IASB [2010] The Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB. (IFRS 財団編,企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2013』中央経済社,2013年)
- IASB [2013] A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, Discussion Paper, IASB.
- Isert, D. [2009] The Accounting Treatment of Derivatives on a Reporting Entity's Own Shares—Adding the New Category "Equity Derivatives", Nomos.
- Kerr, J. St. G. [1984] *The Definition and Recognition of Liabilities*, Accounting Theory Monograph No. 4, Australian Accounting Research Foundation. (徳 賀芳弘訳『負債の定義と認識(第2版)』九州大学出版会, 1999年)
- Kerr, J. St. G. [1989] The Concept of Equity in Financial Accounting, Accounting Theory Monograph No. 9, Australian Accounting Research Foundation.
- King, T. E., A. K. Ortegren and R. M. King [1990] "A Reassessment of the Allocation of Convertible Debt Proceeds and the Implications for Other Hybrid Financial Instruments," *Accounting Horizons*, Vol. 4, No. 3, September 1990, pp. 10–19.
- Kirschenheiter, M., R. Mathur, and J. K. Thomas [2004] "Accounting for Employee Stock Options," *Accounting Horizons*, Vol. 18, No. 2, June 2004, pp. 135–156.
- Li, D. H. [1960] "The Nature and Treatment of Dividends under The Entity Concept," *The Accounting Review*, Vol. 35, No. 4, October 1960, pp. 674–679.
- McCullers, L. D. [1971] "An Alternatives to APB Opinion No. 14," *Journal of Accounting Research*, Vol. 9, No. 1, Spring 1971, pp. 160–164.
- McInnes, W. M., P. R. Draper and A. P. Marshall [1991] "Accounting for Convertible Loan Stock: A Decomposition Approach," *Accounting and Business Research*, Vol. 21, No. 83, June 1991, pp. 253–263.
- Melcher, B. [1973] Stockholders' Equity, Accounting Research Study No. 15, AICPA.
- Montgomery, R. H. [1912] *Auditing: Theory and Practice*, The Ronald Press Company.

- Nair, R. D., L. E. Rittenberg and J. J. Weygandt [1990] "Accounting for Redeemable Preferred Stock: Unresolved Issues," Accounting Horizons, Vol. 4, No. 2, June 1990, pp. 33–41.
- Ohlson, J. A. and S. H. Penman [2005] "Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance—with Particular Attention to Employee Compensation Options," *White Paper*, No. 1, January 2005, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia University.
- Paton, W. A. [1919] "Some Phase of Capital Stock," *The Journal of Accountancy*, Vol. 27, No. 5, May 1919, pp. 321–335.
- Pro-active Accounting Activities in Europe (PAAinE) [2008] *Distinguishing between Liabilities and Equity*, Discussion Paper, PAAinE.
- Schär, J. F. [1914] Buchhaltung und Bilanz: auf wirtschaftlicher, rechtlicher und mathematischer Grundlage für Juristen, Ingenieure, Kaufleute und Studierende der Privatwirtschaftslehre, 2, stark erw. und völlig umgearb. Aufl., Julius Springer. (林良吉訳『會計及び貸借對照表』同文館, 1925年; 林良治訳『シェアー簿記会計学 (上・下)』新東洋出版社, 1976年, 1977年)
- Staubus, G. J. [1961] A Theory of Accounting to Investors, University of California (reprinted by Scholars Book Co., 1971). (高尾裕二訳『ストーバス投資者のための会計理論』白桃書房, 1986年)
- Stephens, M. J. [1971] "Inseparability and the Valuation of Convertible Bonds," *The Journal of Accountancy*, Vol. 132, No. 2, August 1971, pp. 54–62.

-78-